

# インドネシア共和国の投資環境調査 2014年

ジャカルタ事務所

## 1. インドネシア共和国の鉱業

### 1.1. 鉱業概観

インドネシアの鉱業セクターは、長年に亘り、同国経済の成長推進役として重要な役割を果たしてきた。鉱業セクターは、インドネシアの国内総生産、輸出、国庫歳入、雇用、そして、鉱業活動が行われている地方の経済発展に大きな貢献を果たしている。

インドネシアは、増大するコストおよびコモディティ価格の下落等により、鉱山会社の利益が次第に縮小しているにもかかわらず、世界の鉱産物市場において生産・供給者として重要な地位を占め続けている。

前スシロ・バンバン・ユドヨノ政権は、鉱物・石

炭鉱業に関する2009年法律第4号（鉱業法）を制定し、鉱業セクターの更なる発展を図った。鉱業法は、旧鉱業法（1967年法律第11号）に取って代わるものであり、基本的にインドネシア経済に対し、より広範囲、かつ、大きな相乗効果を果たすことを目論んだものである。特に、鉱山会社に対して、採掘した鉱石の付加価値を高めて輸出することを求めることにより、その実現を図ったものである。

2014年10月5日、地域自治に関する2014年法律第23号（2014年地域法）が制定された。これは、地域自治に関する2004年法律第32号（2008年法律第12号により一部改訂）に定められていた中央政府・州政府・地方政府間の関係およびそれらの権限について、見直

### 用語一覧

略称	用語和訳	インドネシア語
CCoW = PKP2B	石炭鉱業事業契約	Perjanjian Karya Pengusahaan Pertambangan Batubara
CoW = KK	鉱業事業契約	Kontrak Karya
CnC List	“クリーン&クリアー”リスト	Clean and Clear list
ESDM	エネルギー・鉱物資源省（インドネシア語）	Kementerian Energi dan Sumber Daya Mineral
IPR	地元地域の採掘許可	Izin Pertambangan Rakyat
IUJP	採掘サービス事業許可	Izin Usaha Jasa Pertambangan
IUP	ライセンス、又は、鉱業事業許可	Izin Usaha Pertambangan
IUPK	特別鉱業事業許可	Izin Usaha Pertambangan Khusus
IUPR	地元社会の採掘許可	Izin Usaha Pertambangan Rakyat
KP	鉱業許可	Kuasa Pertambangan
MINEBRA	鉱物・石炭総局	Direktorat Jenderal Mineral dan Batubara
LS	サーベイヤー・レポート	Laporan Surveyor
PMA	外国人投資会社	Penanaman Modal Asing
PMDN	国内資本投資会社	Penanaman Modal Dalam Negeri
PP	政府規則	Peraturan Pemerintah
PT. Biasa	一般的なインドネシアの会社	Perseroan Terbatas biasa
PT. Tbk	株式公開会社	Perseroan terbuka
SKT	登録証明	Surat Keterangan Terdaftar
WIUP	採掘事業許可地域	Wilayah Izin Usaha Pertambangan
WIUPK	特別採掘許可事業地域	Wilayah Izin Usaha Pertambangan Khusus
WP	鉱区	Wilayah Pertambangan
WPN	国家が留保する鉱区	Wilayah Pencadangan Negara
WPR	地元社会の鉱区	Wilayah Pertambangan Rakyat
WUP	鉱業事業区域	Wilayah Usaha Pertambangan
WUPK	特別鉱業事業地域	Wilayah Usaha Pertambangan Khusus

しを図ったものである。この法律により、県および市が、鉱業活動に関する権限を持たなくなった。

前政権は、その任期中に鉱山会社との再交渉に結末をつけることができず、法的にもつれた鉱業セクター内の問題を解決するという宿題を、ジョコ・ウィドド大統領と、ユスフ・カラ副大統領に率いられる現政権に残していった。新政権の任期は2014～2019年であり、鉱業セクターの勢いのある成長を生み出し、事業に優しい規則を制定することを約束している。

インドネシアの鉱業規制の枠組みやその実務は未だ過渡期にある。一方、長期的には、鉱業セクターを利用することで、国家により大きな利益をもたらそうとする明確な意図を有している。すなわち、より大きな価値が鉱業産物に付加されることを条件とし、下流産業への新規投資を誘致し新しい雇用を創出することである。それらは、生産業において世界の巨人たらしめる国家の大望実現のための一助となるものである。

## 1.2. 新鉱業法（2009年法律第4号）

およそ40年あまり、インドネシアの鉱業は、1967年法律第11号（旧鉱業法）に基づき運営されてきた。旧鉱業法（およびその施行規則）では、鉱業は鉱業許可（KPあるいはKuasai Pertambangan）の下でその活動を行う事が許されていた。外国人投資家は、KPを直接または間接的にも保持することができなかった。ただし、外国人投資家は、KPを保有している上場されたインドネシア企業の株式を保有することはできた。

しかし、旧鉱業法はまた、エネルギー・鉱物資源省が、国家によっていまだ開発されていないあるいは開発することができない地域における鉱業活動を遂行する請負業者として、その他の者を指名する権限を付与していた。この条項は、外国投資家が鉱業セクターにおいてはKontrak Karyaあるいは鉱業事業契約（CoWまたはKK）、石炭セクターにおいてはPerjanjian Karya Pengusahaan Pertambangan Batubaraまたは石炭鉱業事業契約（CCoWまたはPKP2B）として知られている、インドネシア政府、インドネシア法人および外国企業との間の包括的な採掘権を通じて鉱業に投資することを許可する制度の発展に繋がっていた。

インドネシア政府は、この鉱業に対する規制の改変について数年にわたり検討してきた。1999年にインドネシアの自治法が施行されて以来、多くの権限、特に鉱業に関する権限が地方政府に移譲され、新しい賦課金の導入、さらに、ライセンスの認可、およびKK、PKP2B、KPの管理権限が県や市に付与されたため、鉱業への新規投資を躊躇させるような、重大な不確定要素が生じていた。

およそ4年間にわたる国会での討論を経た後、2009年1月12日に、鉱物・石炭鉱業に関するインドネシア

の新しい法律、2009年法律第4号（鉱業法）が施行された。これにより、1967年の旧鉱業法に代わり、インドネシアにおける鉱業に適用されている現存する許可・契約システムを改定することになった。鉱業法では、鉱業事業ライセンスの形態をとった単独型の採掘権のみを認めている。

一方、旧鉱業法に基づいた契約はかかる契約の期間満了日まで有効に存続するが、この場合、鉱業法が施行されてから1年以内に、契約条件を鉱業法に合致するよう調整することを条件とすることとなった。2012年1月にインドネシア大統領が政令を発行し、鉱業法に基づいた鉱業事業契約の修正を査定し、鉱業コンセッションの縮小によるインドネシア政府の姿勢を位置づけ、国庫歳入の増加およびインドネシア国内で鉱物加工を行うことを促進するため、複数の大臣からなるチームを結成した。

鉱業法は、より大きな権限を地方政府に与え、鉱山会社に鉱石の加工をインドネシア国内で実施することを要求している。鉱業法はまた、鉱山会社が満たすべき様々な条件および鉱区について定めている。加えて、ある特定鉱業地域における採掘について、鉱山会社に追加で10.0%の所得税を課すことを検討している。この10%の追加所得税のうち4%は中央政府に、残りの部分は適用される地方政府に支払うものである。

鉱業法によって導入された主な変更点を以下に述べる：

- 海外からの新規投資に対し、鉱業事業契約制度を撤廃した。鉱業セクターにおける外国からの投資に対する規則は、従来の契約ベース制度（中央政府と投資家との間に締結された契約による）から、外国人投資家および国内投資家に等しく適用されるライセンス・ベース制度へと移行した。ライセンス（Izin Usaha Pertambangan：IUP）は、当該鉱業プロジェクトが州あるいは地域の境界を越えているかどうかによって、中央政府、州政府または地方政府によって発行される。当該法律は、現存する鉱業事業契約の有効期間の維持を約束しているが、契約者に対し、2010年1月12日までにその内容を、鉱業法に沿ったものに改定するよう要求している。
- 海外からの投資に対して開放されているが、株式の売却を伴う。海外の投資家は採掘権のIUPを100%保有することができる。しかし、生産開始後5年以内に、当該外国人投資家はその保有する株式の一部を（国内の）IUP保有者に売却しなければならない。
- インドネシア内における鉱区の指定：新制度の下では、鉱業は中央政府がインドネシア議会および地方政府と協議した後、鉱区（Wilayah Pertambangan）として指定した地域内においてのみ活動が許可される。以前の制度下では、（非常に限定された例外を

除いて)インドネシアのどの地域においても操業することができた。

- ・新規の石炭および鉱物の採掘に対するすべての許可は、入札方式によらなければならない。より高い透明性を得るため、IUPの認可は、以前の制度下における直接申請の代わりに、入札プロセスを経由して行われる。
- ・より広い鉱区の付与と活動期間の短縮：IUPの最大面積が大きく増加された。石炭IUPでは、総面積5万 haで、探鉱および生産段階でそれぞれ15,000 haとなっている。鉱物IUPの場合には、最大面積は10万 ha、探鉱、生産がそれぞれ2.5万 haとなっている。ただし、生産段階におけるIUPの有効期間は20年で、延長可能期間10年2回を伴う最長40年に短縮されている。以前の生産ライセンスの場合には30年

であり、10年の延長期間2回を伴っていた。

- ・国内での加工を義務化：インドネシアにおける精錬・加工産業開発を支援するため、鉱業法では、すべての石炭、鉱物採掘業者に、採掘した石炭、鉱石を同国内で加工することを要求している。5年間の既得権条項が、現存するプロジェクトの鉱業事業契約（海外からの投資）の為に存在する。
- ・鉱業支援サービスに関する規則：鉱業法の下では、鉱業支援サービス活動について、鉱山会社はインドネシア国内の採掘下請会社を使用する必要がある。外国の下請会社は、国内の下請業者が手当てできない場合にのみ使用が許可される。同様に、鉱山会社が大臣の許可なくグループ内の鉱業支援サービス業者を使用することを全面的に禁止している。

## 2. 鉱業法と関連規則の概要

### 2.1. 鉱業法とその施行規則：

鉱業法に定める目的に沿って、インドネシア政府は、現存する全ての鉱業契約を鉱業法に沿う形とするため、見方によっては国家主義的であると認識されているいくつかの規則を制定した。

鉱業法は、インドネシアにおける石炭および鉱物の採掘活動に関する一般的な条項を定めるものである。これに加え、鉱業法の条項の実施に関して多くの施行規則が政府（中央政府と地方政府双方）によって制定されている。施行規則は、特に、政令（PP）、エネルギー・鉱物資源省大臣規則（ESDM規則）、さらに、鉱物・石炭総局令（MINEBRA）の形態をとっている。

鉱産物および石炭の採掘、およびその関連活動を管理している現行法律および規則は、特に、以下のものがある：

- ① 鉱区に関する2010年政令第22号（PP22/2010）
- ② 鉱物および石炭採掘事業活動に関する2010年政令第23号（PP23/2010）、2012年政令第24号および2014年政令第1号、および鉱物および石炭事業の実施に関する2014年政令第77号
- ③ 鉱物および石炭採掘事業実施育成管理に関する2010年政令第55号（PP55/2010）
- ④ 回復および閉山に関する2010年政令第78号（PP78/2010）
- ⑤ 鉱物および石炭採掘サービス事業の運営に関する、2009年ESDM規則第28号の改定に関する2012年ESDM規則第24号
- ⑥ 国内市場の義務に関する2009年ESDM規則第34号
- ⑦ 州政府、県／市政府による鉱山事業の実施管理監督に関する2013年ESDM規則第2号

- ⑧ 鉱物および石炭採掘事業における株式の売却、株式価格、および、投資変更の手順に関する2013年ESDM規則第27号
- ⑨ 金属鉱石および石炭の採掘事業に対してオファーされる採掘事業ライセンスおよび特別採掘事業ライセンス手順に関する2013年ESDM規則第28号
- ⑩ 鉱物および石炭の採掘に関する特別許可付与手順に関する2013年ESDM規則第32号
- ⑪ 鉱石を国内で製精錬・加工することにより、原鉱石に付加価値を与えるライセンスに関する2014年ESDM規則第1号
- ⑫ 加工・製精錬後の鉱業製品の輸出を推奨するために必要な手順と要件に関する2014年ESDM規則第11号

#### 地方自治：

2014年10月5日に、地域自治に関する2014年法律第23号が制定された。

この地域法には、エネルギーおよび鉱物セクターを含む32に及ぶ異なるセクターについて、政府の様々なレベル間における関係、さらに中央政府と地方政府間の明確な権限の分割についての詳細な条項が含まれている。

2014年地域法の付属書では、中央政府と州政府間の鉱業に関する権限を分割している。本地域法において、県および市政府は鉱業活動に関する権限から外れている。2009年の鉱業法では単一の県内において操業する国内の鉱山会社は、そのIUPを県政府から取得していた。この許可発行権限は現時点では州知事に属している。外国企業が所有する鉱山会社（PMA）は、鉱業関連規則に定める通り、引き続き中央政府の管轄下にある。

表1 中央政府および州政府の権限

決定事項	発行事項
・ 鉱区（WP）	・ 海岸線から12マイル以上離れた地域、又は、複数の州にまたがる地域、又は、他国と国境を接したWIUPに対する鉱業事業許可（IUP）。
・ 鉱業事業地域（WUP）	
・ 地元社会の鉱区（WPR）	
・ 国家留保地域（WPN）	
・ 特別鉱業事業地域（WUPK）	・ PMA に対するIUP
・ 特別採掘許可事業地域（WIUPK）	・ 特別鉱業事業許可（IUPK）
・ 金属鉱石および石炭に対する特別採掘許可事業地域（WIUPK）	・ IUPの登録と、金属鉱石および石炭に対する当該州の生産レートの決定。
・ 非金属鉱石および岩石に関する採掘事業許可事業地域（WIUP）であって、複数の州にまたがるか、あるいは、海岸線から12マイル以上離れた地域。	・ PMAに対する加工・精錬、又は、輸入された、あるいは別の州から搬入された材料のIUP OPK。
・ 金属鉱石および石炭に対するベンチマーク価格。	・ 全国的な事業地域における、PMAおよび国内企業に対する、採掘サービス事業許可（IUIP）、および、登録証明書（SKT）



## 州政府の権限

決定事項	発行事項
・それぞれの管轄区域内、又は、海岸線から12マイル以内に位置する、非金属、および、岩石のWIUP	・同州内および海岸線から12マイル以内の位置にある国内企業に対するIUP ・地元地域の採掘許可（IRP）
・非金属鉱物および岩石に対するベンチマーク価格	・同州からの原材料を用いた加工・精錬に対するIUP OPK（対象は国内企業のみ） ・同州内に事業区域を持つ国内企業に対するIUJPおよびSKT

2014年12月16日、ESDM 鉱物・石炭総局長が、地域法を社会に周知させるために公聴会を開催し、その中で、同法の施行後、県および市政府はIUPの発行権限を失うことを明らかにした。政府は地域法が施行される期日（2014年10月2日）以前に、すでに提出されていたIUP申請書の処理を引き続き実施することになった。

地方政府はまた、地域法の前に発行されたライセンスについて、期間が満了するまで監督する権限を持ち続けることになっている。しかしながら、内務省およびエネルギー・鉱物資源省による施行規則の発行の保留、または県政府および市政府から州政府（PMAの場合にはエネルギー・鉱物資源省）への書類の移転が保留されることにより、県政府および市政府は、IUPの延長あるいは格上げに対する許可を与える権限を引き続き保持しなくなりました。地域法では、かかる書類の移転は2016年までの2年間に完了する必要があるとしている。

## (a) 鉱区

鉱区の決定に際して、中央政府は、州政府および地方政府と共同して地図の作成を行い、採掘が開放されている鉱区の地図を準備する。鉱区（WP）は、以下の三つの種類に分けられる。

- ・ 鉱業区（Wilayah Usaha Pertambangan = WUP）：大規模鉱業プロジェクト用の鉱区
- ・ 市民鉱区（Wilayah Pertambangan Rakyat = WPR）：小規模鉱業プロジェクト
- ・ 国家保留鉱区（Wilayah Pencadangan Negara = WPN）：国家の戦略的保留地域

WUPについては、十分な地理的データまたは鉱業事業の推進を可能ならしめる潜在的な鉱物埋蔵量に関する情報を持っていなければならない。鉱区には、採掘事業許可地域（Wilayah Izin Usaha Pertambangan = WIUP）が含まれる。

WIUPは、以下の方法により認可される。

- ① 非金属鉱物および岩石に対するWIUP認可は申請ベース
- ② 金属鉱物および石炭に対するWIUP認可は入札ベース

また、2011年ESDM規則第12号に述べられている、金属鉱物に対するWIUPの決定鉱区は、以下の事項を考慮した後に特定される

- ① 地理的地域
- ② 保護条項
- ③ 環境支援能力
- ④ 鉱物資源または石炭の価値最大化
- ⑤ 人口密度

WPR（市民鉱区）は、鉱区の一部であり、そこでは地元社会の鉱業事業活動が行われている。一方、WPN（国家保留鉱区）は、国家の戦略的利害のために保留されている鉱区の一部である。国民議会は、ある種の鉱物、例えば、銅、錫、金、鉄鉱石、ニッケル、ボーキサイトおよび石炭を開発することのできるWPNの一部を決定する。このようなWPNの一部のステータスは、その後、特別採掘許可事業地域（Wilayah Izin Usaha Pertambangan Khusus = WIUPK）に切り替えられる。

規則によれば、当該地図は5年ごとに変更することができる。2014年2月3日現在、エネルギー・鉱物資源省は、最新の鉱区を以下の通り公表している。

- ① スラウェシ：2013年6月13日付、エネルギー・鉱物資源省大臣決定2737K/30/MEM/2013
- ② カリマンタン：2013年7月3日付、エネルギー・鉱物資源省大臣決定4003K/30/MEM/2013
- ③ マルク：2013年8月22日付、エネルギー・鉱物資源省大臣決定4002K/30/MEM/2013
- ④ パプア：2013年8月22日付、エネルギー・鉱物資源省大臣決定4004K/30/MEM/2013
- ⑤ スマトラ：未だ指名されておらず、鉱区の調停が、2013年11月25日付長官書簡1933/31/DBP/2013号により法務局に提案された。
- ⑥ バリ：未だ指名されておらず、鉱区の調停が、2013年11月25日付長官書簡1933/31/DBP/2013号により法務局に提案された。
- ⑦ ジャワ：未だ指名されておらず、鉱区の調停が、2013年11月25日付長官書簡1933/31/DBP/2013号により法務局に提案された。

鉱区は、関連する政府機関同士、即ち県／市政府、州知事、エネルギー・鉱物資源省大臣の間のそれぞれの権限による調整、さらに、国民議会の協議に従って決定される。

2012年11月22日に、憲法裁判所は、憲法裁判所決定第10/PUUX2012号を発表した。この決定では、インドネシアにおいて採掘活動が開放されている地理的地域についての決定に関連して、鉱業法の一部の条文を改訂している。鉱業法は、インドネシアの鉱区(WP)を、その中で採掘活動を実施することのできる地理的地域として決定するよう中央政府に要求している。WPの一部として、中央政府は、(地方政府との調整を行い、国民議会に通知した後)鉱区(WP)のどの部分が、鉱山会社に対して競売でき、その地域についてIUPを付与することができる地域として鉱業事業地域(WUP)を構成するかを決定しなければならない。WUPを決定した後、中央政府は、WUPを採掘事業許可地域(WIUP)として知られている実際のコンセッション・ブロックに分割する仕事を課せられている。このような決定が行われた後、地方政府は、定められた鉱物の種類ごとのWIUPのために競売を実施する。基本的に、憲法裁判所の決定は、この決定権を中央政府の手から取上げ、それを公平に地方政府の手に委ねた。

憲法裁判所の決定は、現在の操業許可、又は、適法な採掘事業許可を持っている鉱山会社に影響することはない。その影響は、単に新しいコンセッションの認可に関連している。憲法裁判所の事例は、単にWPおよびWIUPの地図を決定するプロセス、さらに、どのようにWIUPブロックが指名されるかのプロセスを変更するのみである。

### (b) クリーン&クリアステータスと契約再交渉

2011年6月30日および2012年2月28日に、ESDM 鉱物・石炭総局(MINERBA)総局長が、IUPの(内部)調停を含む声明を公表した。この声明には鉱物・石炭総局によってクリーン&クリアである、すなわち他の採掘コンセッションとの重複がない地域と分類されたIUPのリストが含まれている。

その声明はまた、当該声明のリストに含まれていないIUP(クリーン&クリアでない)と分類される)は、それらが政令PP23/2010の要件に従っていることについて関連認可機関により実証されることが必要であることを明確に述べている。当該声明は、そのIUPがクリーン&クリアリストに載っていない会社は、当該声明に対する対応を書面で関連認可機関に送付し、その写しを鉱物・石炭総局に送付しなければならないと述べている。クリーン&クリアステータスを最初に付与されたIUPは、2011年7月にまとめて処理された。

クリーン&クリアステータスを認められた全てのIUPは、その活動段階に従って、あらゆる要件を

完了する義務がある。試掘段階では、IUPの保有者は、土地の使用料の受領証、および、試掘報告書を提出しなければならない。その間、試掘段階では、IUPの保有者は、UKL-UPL(環境管理計画および環境モニタリング計画)/AMDALの承認書とそれらの関係書類を提出しなければならない。さらに、それら保有者は、完全な試掘、フィージビリティ・スタディー・レポート、土地の賃貸料、ロイヤルティの受領書を提出しなければならない。

“クリーン&クリア”なステータスは、インドネシアの鉱業規制枠組みの中では、正式に重要性を持つものではない。しかし、実際面では、ESDMが、採掘操業に必要なある種の推薦状等を作成しようとする際このリストを参照している可能性が高く、従ってESDMはまた、“クリーン&クリア”なリストに載っていない会社に対して、かかる承認を遅らせる、または、承認を拒否する可能性がある。例えば、ESDMがある鉱山会社の土地借用および土地使用申請に対して、反対しない書面を付与する必要がある場合、環境林業大臣は、当該借用および使用申請をしている鉱山会社のIUPが“クリーン&クリア”なリストに登録されていることを必要としている。

鉱物・石炭総局は、2013年ESDM規則第02号第11条により、“クリーン&クリア”なIUPリスト(CnC List)を公表し、“クリーン&クリア”証明書(CnC Certificate)をIUP保有者に発行することとなっている。IUPがCnCリストに載せられ、CnC証明書を取得することは、かかるIUPは、鉱物・石炭総局の評価に基づいて、政令PP23/2010および、ESDMサーキュラー・レター03/E/31/DJB/2009に従ったものであることを意味する。それにもかかわらず、CnC証明書がないことが、直ちにIUPの有効性に影響することはない。IUPを当該リストに載せることは、かかる関連IUPはMINERBAの査定をパスしたものであると考えられるよう、第三者に追加的な安心感を与えることになると考えられる。

KK/PKP2Bは、2009年鉱業法においてもその存続期間中は保証されるが、最終的にはIUPに切り替えるよう規定されている。2012年の初期に、政府は、KK/PKP2Bの調整を監視する目的で、2012年大統領令第3号を制定し、以下の義務を伴った評価チームを結成した。

- ① KK/PKP2Bの評価を行い、KK/PKP2BをIUPに沿うようにするにはどの条項を改訂すべきかを決定する
- ② KK/PKP2Bに対し最大限に許可された地域に関する政府のポジションを最終的に決定し、さらに、KK/PKP2B保有者が適用される税金およびロイヤルティを支払うよう必要な措置を決定する
- ③ KK/PKP2B保有者に課せられた、国内における加工および精錬義務を実現するのに必要な措置を決定する

### (c) 鉱業許可

鉱業法では、場所と資源の性質によって、3種類の鉱業許可を準備している。

- ① 鉱業事業許可 (Izin Usaha Pertambangan = IUP) : WUP地域において鉱業事業活動を行うための一般的な許可。
- ② 特別鉱業事業許可 (Izin Usaha Pertambangan Khusus = IUPK) : 国が保留する特定の地域 (WPN) 内において採掘活動を行うための許可であって、当該地域内において鉱業事業活動を実施することができる。
- ③ 地元社会の採掘許可 (Izin Usaha Pertambangan Rakyat = IURP) : 地元社会の鉱区 (WPR) 内において制限された規模と投資により鉱業事業を行うための許可。外国企業はIURPを受けることはできない。

旧鉱業法の下では、鉱業許可 (KP) の対象はインドネシア国民にのみ制限されており、外国人投資家は、KKおよびPKP2Bを受けることができた。新しい鉱業法においては、インドネシア企業を保有する外国の投資家は、IUPを所有することが許可されている。

IUPは、関連する政府機関により以下の者に付与される：(i) インドネシア共和国の法律に基づき組織され、その居所をインドネシアに持ち鉱業活動に従事している事業会社；(ii) 協同組合、(iii) 鉱業事業活動を行う目的の個人。鉱業事業に興味を持つ事業会社、協同組合および個人は、適用される管理上の要件、技術的、環境に関する、さらに、財務的要件のすべてを満たさなければならない。

鉱業法では、株式非公開の会社は、一つの許可のみを所有することができる。同法によると、インドネシア株式取引所 (IDX) に上場している会社のみが一つ以上のライセンスを保有することができる。一方、2012年政令第24号 (PP24/2012) では、鉱産物および石炭採掘事業に関する2010年政令第23号 (PP23/2010) の改定によりこの要件が緩和されたと見られ、ある状況下では、IUPまたはIUPKを、既に他のIUPまたはIUPKを所有する会社に移転することが可能となっている。

IUPまたはIUPKは鉱業活動の二つの異なった場面において付与される：(1) 探鉱段階および(2) 生産操業段階である。

- ① 探鉱の為のIUP/IUPKは、WUP/WPN地域内における一般的調査、探鉱およびフィージビリティ・スタディーのために付与される。
- ② 生産操業のためのIUP/IUPKは、WUP/WPN地域内における建設、採掘、加工、精錬、運搬および販売活動の為に付与される。

IUPは、鉱山の場所および関連インフラにより、地

方政府 (州知事) 又は中央政府 (ESDM) によって付与される。

探鉱IUPは、以下の機関により付与される。

- ① 関連県長/市長：鉱区が一つの県または市の中に位置する場合。
- ② 関連州知事：鉱区が一つ以上の県または市にまたがるが、一つの州内にある場合。州知事は、関連する県長/市長の推薦をベースにしてIUPを付与する。
- ③ ESDM：鉱区が一つ以上の州にまたがる場合。ESDMは、関連する州知事の推薦をベースにしてIUPを付与する。

生産操業IUPを発行する権限は、採掘インフラ、例えば、加工プラント、運搬道路、貯蔵場所、港湾設備および環境への影響により異なる。生産操業用のIUPは、以下の機関により付与される。

- ① 関連県長/市長：採掘地域、精錬・加工活動および関連港湾、環境への影響がすべて一つの県/市の中に位置する場合。
- ② 関連州知事：採掘地域、精錬・加工活動、および、関連港湾、環境への影響が一つ以上の県/市にまたがるが、すべて一つの州内にある場合。州知事は、関連する県長/市長の推薦をベースにして生産操業用IUPを付与する。
- ③ ESDM：採掘地域、精錬・加工活動、および、関連港湾、環境への影響が一つ以上の州にまたがる場合。ESDMは、関連する州知事の推薦をベースにして生産操業用IUPを付与する。

一方、IUPKに対しては、操業地域の範囲に関する地理的な問題に関係なく、特別鉱業事業許可が中央政府により発行されなければならない。国家が留保する鉱区 (WPN) の開発には、国营会社が優先的に採用される。しかし、IUPKを取得できる国营会社が見当たらない場合には、当該ライセンスは、私企業に対して入札プロセスで付与される。

金属鉱物および石炭に対する生産操業WIUPは、関連政府機関による許可に従い、関連のあるWIUPに対し入札ベースで付与される。

2014年10月14日付けで政府は、鉱物および石炭の事業活動実施に関する2010年政令第23号の第3回目の改定 (PP77/2014) を発表した。

政令PP77/2014は、KK/PKP2Bが延長される場合、それは先に定められていたIPUの形ではなく、IUPKの形態で延長されることを確認している。このことは、この延長期間中にIUPK保有者は、その保有者にのみ適用される、純利益の10%に相当する追加ロイヤルティの対象となる。

政令PP77/2014は、KK/PKP2BがIUPKに転換さ



表2 新規探鉱IUPの各種タイプの重要な特徴

番号	探鉱IUPの種類	探鉱IUPの 最小面積 (ha)	探鉱IUPの 最大面積 (ha)	期間
1	金属鉱産物に対する探鉱IUP	5,000	100,000	最大期間8年：(i) 一般調査1年；(ii) 探鉱3年、延長2回(1年/延長)；(iii) フィージビリティー・スタディー1年、延長1回(最高1年/延長)。
2	非金属鉱産物に対する探鉱IUP	500	25,000	最大期間3年：(i) 一般調査1年；(ii) 探鉱1年；(iii) フィージビリティー・スタディー1年。
3	ある種の非金属鉱産物に対する探鉱IUP	500	25,000	最大期間7年：(i) 一般調査1年；(ii) 探鉱3年、延長1回(1年/延長)；(iii) フィージビリティー・スタディー1年、延長1回(最高1年/延長)。
4	岩石鉱産物に対する探鉱IUP	5	5,000	最大期間3年：(i) 一般調査1年；(ii) 探鉱1年；(iii) フィージビリティー・スタディー1年。
5	石炭に対する探鉱IUP	5,000	50,000	最大期間7年：(i) 一般調査1年；(ii) 探鉱2年、延長2回(1年/延長)；フィージビリティー・スタディー2年。

表3 新規生産操業IUPの各種タイプの重要な特徴

番号	生産操業IUPの種類	生産操業IUPの 最大面積 (ha)	期間
1	金属鉱産物に対する生産操業IUP	25,000	建設活動期間2年を含む最大期間20年、延長2回(10年/延長)。
2	非金属鉱産物に対する生産操業IUP	5,000	建設活動期間2年を含む最大期間10年、2年延長2回(5年/延長)。
3	ある種の非金属鉱産物に対する生産操業IUP	5,000	建設活動期間2年を含む最大期間20年、2年延長2回(10年/延長)。
4	岩石鉱産物に対する生産操業IUP	1,000	最大期間5年：延長2回(5年/延長)。
5	石炭に対する生産操業IUP	15,000	建設活動期間2年を含む最大期間20年、2年延長2回(10年/延長)。

れる際、KK/PKP2B下における鉱区の面積がIUPKに一般的に適用できる最大採掘面積を超えた場合、鉱山の所有者は、鉱区の一部をIUPKに対して許可されている最大面積になるまで手放す必要があることを指摘している。

#### (d) 鉱業事業許可 (IUP) の期限満了と取消し

IUPは以下の条件に合致した場合、その有効期限が満期となる

- (i) IPUの保有者が、IPUを政府機関に返却した場合
- (ii) 政府機関が当該IUPを無効とした場合
- (iii) 生産操業IUPの場合、IUPが満期となり更新されなかった場合

以下のいずれかの事態が発生した場合、関連のある政府機関はIUPを無効にすることができる。

- ① IUP保持者がIUPに記載されている義務を履行しなかった場合、もしくは、現行法律および規則に従わなかった場合
- ② IUP保持者が、新しい鉱業法に特定されている犯罪行為により有罪となった場合、あるいは、
- ③ IUP保持者が破産を宣告した場合

政令PP77/2014によれば、アップグレードあるいは延長されず無効とされた鉱業許可は、かかる鉱区における鉱物または石炭の潜在埋蔵量に関する報告書を提出した後、それぞれの権限に従って、ESDM、州知事または県長/市長に返却しなければならない。返却された鉱区は、鉱区として再度保証され、鉱種によって入札プロセス、又は、地域申請を通じて新しい鉱業許可が付与される。

#### (e) 特別許可

石炭および鉱業セクターにおける特別許可の発行については、ESDM規則32/2013に規定されており、以下により構成されている。

- ・輸送と販売を実施するための一時的許可であって、石炭あるいは鉱物の探鉱事業許可(探鉱IUP)の保有者に与えられるもの、および、鉱物あるいは石炭を貯蔵所から港湾の納入ポイントまで、あるいは、最終ユーザーまで輸送し販売するための特別採掘事業許可(探鉱IUPK)
- ・販売活動を行う為の生産操業IUPであって、鉱業事業に携わる会社に与えられるもの。鉱業事業に携わっていない企業とは、道路インフラ設備建設、港湾建設、トンネル建設、土木工事、河川、湖沼および海の浚渫に携わっている企業を言う。



・輸送と販売のための特別生産操業IUP、および、加工または精錬のための特別生産操業IUPであって、以下の者に与えられるもの：事業会社、協同組合および個人。

輸送と販売のための特別生産操業IUPは以下の機関により会社に付与される。

- 1) 大臣：輸送および販売活動が州または国境をまたがって実施される場合、あるいは、資本が海外の投資家から来る場合。
- 2) 州知事：輸送および販売活動が、一つの州内の、複数の県／市をまたがって実施される場合。
- 3) 県長／市長：当該活動が、一つの県／市の内部で行われる場合。

各会社は、石炭および鉱物採掘セクター内における各種類の特別許可であって、それぞれの権限により大臣、州知事または県長／市長により発行されるものを、一つを越えて所有することは認められない。

#### (f) 採掘事業許可地域 (WIUP) と鉱業事業許可 (IUP)

2013年9月に、石炭および金属鉱産物採掘事業に対する鉱業区、および、特別鉱業事業地域の入札手順に関する2013年ESDM規則第28号 (ESDM規則28/2013) が制定され、採掘事業許可地域 (WIUP) におけるIUPの取得に興味のある者に対する入札要件の詳細を定めた。

金属鉱産物と石炭のWIUPは、正式には、関連のある州知事および県長／市長がそれを指定した後に、ESDMによって制定される。WIUPの指定前に、関連のある州知事および県長／市長はそれを一般に公表しなければならない。

一方、ESDMはまた、特別採掘許可事業地域 (WIUPK) を指定する権利を持っている。この許可は、国営企業、地域政府所有の企業に優先的に付与される。ESDMは、入札ベース価格として、情報データあるいはWIUPの合計投資に対する補償価格を定める。当該価格はWIUPの入札プロセスにおける最低価格である。IUPを取得しようとする事業会社、協同組合または個人は、入札プロセスで落札することによりWIUPを取得しなければならない。

入札には、一人以上の入札者がいなければならない。入札者がただ1社の場合、再入札が必要である。再入札においても、入札者が1社の場合には、入札価格が満足された場合、当該許可はかかるただ1社の落札者に付与される。

鉱産物および石炭の採掘をする意図を持った事業会社、協同組合または個人は、一つのWIUPを所有することができる。一方、上場企業は一つ以上のWIUPを保有することができる。非金属鉱産物および岩石採掘事業活動に対するWIUPは、申請書を提出

することにより取得できる。

金属鉱産物および石炭事業活動に関する入札手順およびその要件は以下の通りである。

- 1) 関連ある政府機関は、(i) 事業会社、協同組合、個人にWIUP入札を、入札日の遅くとも3ヵ月前までに公表する、(ii) 入札プロセスを実施する入札委員会を結成する。
- 2) WIUP入札の為に：
  - ① ESDMは、まず、州知事および県長／市長から推薦を受ける。さらに、
  - ② 州知事はまず、県長／市長から推薦を受ける。
- 3) 入札の手順は、以下の構成である：
  - ① 事前資格審査の公表
  - ② 事前資格審査書類の入手
  - ③ 事前資格審査書類の提出
  - ④ 事前資格審査書類の査定
  - ⑤ 事前資格審査書類の問題点について説明と確認
  - ⑥ 事前資格審査結果の決定
  - ⑦ 事前資格審査結果の公表
  - ⑧ 事前資格審査に合格した参加者の招待
  - ⑨ 入札書類の調達
  - ⑩ 入札説明会
  - ⑪ 入札価格の提出
  - ⑫ 入札書類の開封
  - ⑬ 落札者順位の決定
  - ⑭ 入札価格および技術的評価に基づく落札者の決定／公表
  - ⑮ 落札者への異議申し立ての機会

入札参加者は、管理上、技術上、財務上等でのいくつかの要件に合致しなければならない。

- ① 管理上の要件には、特に、入札委員会が準備したフォームへの記載、申請者の概要および納税証明を提出することが含まれる。
- ② 技術的要件には、特に、鉱物および石炭採掘事業に最低3年間の経験があること、少なくとも3年の経験のある鉱業専門家が一人いること、さらに、4年間の採掘活動に対する年間操業計画を提出すること、が含まれている。
- ③ 財務的要件には、特に、直近の監査済み財務報告書の提出、政府系金融機関を介した情報データ補償金の10%の額の現金による競売の払戻し可能な保証金を国有銀行の口座に現金で預金することが含まれている。落札者は、WIUP入札の落札価格を、落札者の公表後5営業日以内に支払わねばならない。

事前資格審査の提案書は査定され、(i) 20%が入札者の鉱業経験に加重され、(ii) 35%が入札者の人材資源能力に、さらに、(iii) 45%が入札者が提出した作業計画と予算計画に加重配点される。

カバーする面積からみた入札参加者の要件は以下の通り。

- ① 鉱物および石炭のWIUPでカバーする面積が1,000 ha以下、あるいは、それに満たない入札：事業会社、協同組合および個人
- ② 鉱物および石炭のWIUPでカバーする面積が1,000 ha以上から5,000 haまで：事業会社および協同組合
- ③ 鉱物および石炭のWIUPでカバーする面積が5,000 ha以上：事業会社のみ。(国営会社、地方政府の所有する会社、国内または外国籍の私企業)

鉱物および石炭のWIUP, WIUPKの入札参加者は、落札者が公表された後、下記のような事態があると思われる時に、単独で、あるいは、集団で落札結果に異議を申し立てることができる。

- ① (入札)規則、あるいは、手順に対する違反
- ② 公平な競争を弱体化させるような不公平な取扱い
- ③ 入札委員会、または、関連当局者による権限に関する不正行為
- ④ 入札参加者間において、汚職、談合および特別待遇の兆候が見られること
- ⑤ 汚職、談合および特別待遇の兆候が入札参加者と入札委員会、または、関連当局者との間に見られること

#### (g) 鉱業活動

鉱業法の規定に基づき、インドネシア政府は、鉱山会社に対して金属鉱物および石炭の付加価値を高めるため、加工、精錬設備を建設する義務の履行を要求した。しかし、鉱物および石炭の鉱業事業の経営に関する2014年政令第1号(PP1/2014)において、かかる義務は鉱物だけに適用され、石炭は除外されている。

石炭に関して、政令PP23/2010では、加工には以下の活動が含まれるとしている。

- 石炭の粗砕
- 選炭
- 石炭のアップグレード
- 練炭製造
- 石炭液化
- 石炭水スラリー
- 石炭の配合
- 石炭ガス化

2014年1月11日、2014年政令第1号(PP1/2014)が、鉱物および石炭採掘活動に関する政令PP23/2010に対する第2回目の改定として制定された。この改訂は、国内における加工および製錬活動を通じて鉱産物の付加価値を高めようとするインドネシアの方針を受け継いでいる。政令PP 1/2014の下では、鉱業事業契約のフレームワーク下にあるコンセッション保有者、および、鉱業操業および生産許可の保有者は、2014年1月12日以降、未加工、未製錬の鉱石を輸出することは許されなくなった。しかし、上記の者は制限された数量の鉱産物を、コンセッション保有者、インドネシア国内で製錬、加工活動を行う鉱業操業許可保有者および生産許可保有者に向けて、最低限必要な数量まで輸出することができる。さらに、2014年1月11日に、エネルギー・鉱物資源省が、国内における加工、製錬による鉱産物の付加価値の増加に関する2014年ESDM規則第1号(ESDM規則1/2014)を制定している。このESDM規則1/2014は、コンセッション保有者、および、操業および生産鉱業許可の保有者が、彼らが加工した鉱産物を輸出するために満たさなければならない、加工、製錬の最低必要品質の詳細を定めている。

ESDM規則1/2014は、2種類の鉱産物を定めている。タイプ1は、銅鉱石、鉄鉱石、マンガン、鉛、亜鉛、イルメナイトおよびチタニウムで構成されている。タイプ1の鉱産物は、初期に提案された規則において要求された水準よりかなり低い最低加工水準で、精鉱として輸出することができる。しかし、この規制緩和は、ESDM規則1/2014の発効日から3年間(即ち、2017年1月11日まで)有効であるが、累進的輸出税が課されること、および精錬設備の建造または他者による精錬設備の建造に協力することをコミットすることが条件となっている。

タイプ2の鉱産物は、ニッケル、ボーキサイト、錫、金、銀、および、クロムで構成されている。タイプ2の鉱産物は、輸出前に、タイプ1の鉱産物よりかなり高い最低水準にまで精錬されねばならない。輸出税はタイプ2の鉱産物には適用されない。

表4 加工、製錬の最低必要品質

番号	鉱物		選鉱加工処理 ・精錬	生産品	最低製品基準
	鉱石	鉱物			
1.	銅（製錬プロセス）	a. 黄銅鉱 b. 方輝銅鉱 c. 斑銅鉱 d. 赤銅鉱 e. 銅藍	選鉱加工処理	銅精鉱	$\geq 15\% \text{ Cu}$
			精錬	a. 銅カソード b. 陽極泥（アノードスライム） c. テルル化銅	Metal Cu $\geq 99\%$ a. Metal Au $\geq 99\%$ b. Metal Ag $\geq 99\%$ c. Bullion Pb $\geq 90\%$ d. Metal Pd $\geq 99\%$ e. Metal Pt $\geq 99\%$ f. Metal Se $\geq 99\%$ g. Metal Te $\geq 99\%$ h. PbO $\geq 98\%$ i. PbO <sub>2</sub> $\geq 98\%$ j. SeO <sub>2</sub> $\geq 98\%$ および（又は） k. 希少金属および希土類 （錫における希土類の条件を参照） a. Metal Cu $\geq 99\%$ b. Metal Te $\geq 99\%$ c. TeO <sub>2</sub> $\geq 98\%$ および（又は） d. Te (OH) <sub>4</sub> $\geq 98\%$
	銅（リーチング・プロセス）	a. 黄銅鉱 b. 輝銅鉱 c. 斑銅鉱 d. 赤銅鉱 e. 銅藍	精錬	金属	a. Metal Cu $\geq 99\%$ b. Metal Au $\geq 99\%$ c. Metal Ag $\geq 99\%$ d. Metal Pd $\geq 99\%$ e. Metal Pt $\geq 99\%$ f. Metal Se $\geq 99\%$ g. Metal Te $\geq 99\%$ および（又は） h. 希少金属および希土類 （錫における希土類の条件を参照）
2.	ニッケルおよび（又は）コバルト（製錬プロセス） a. サプロライト b. リモナイト	a. ベントランド鉱 b. 珪ニッケル鉱 c. 蛇紋岩 d. カロール鉱 e. 黄鉄鉱 f. 針鉄鉱	精錬	ニッケル マット、合金およびニッケル金属	a. Ni Mate $\geq 70\% \text{ Ni}$ b. FeNi $\geq 10\% \text{ Ni}$ c. Nickel Pig Iron (NPI) $\geq 4\% \text{ Ni}$ d. Metal Ni $\geq 93\%$ e. Metal Fe $\geq 93\%$ および（又は） f. NiO $\geq 70\% \text{ Ni}$
				金属、金属酸化物、金属硫化物、混合水酸化物/硫化物、炭酸水酸化ニッケル	a. Metal Ni $\geq 93\%$ b. 混合水酸化物 (MHP) $\geq 25\% \text{ Ni}$ c. 混合硫化物 (MSP) $\geq 45\% \text{ Ni}$ d. 炭酸水酸化ニッケル (HNC) $\geq 40\% \text{ Ni}$ e. NiS $\geq 40\% \text{ Ni}$ f. Metal Co $\geq 93\%$ g. CoS $\geq 40\% \text{ CO}$ h. Metal Cr $\geq 99\%$ i. Cr <sub>2</sub> O <sub>3</sub> $\geq 40\%$ および（又は） j. MnO <sub>2</sub> 含有量Mn $\geq 15\%$
	ニッケルおよび（又は）コバルト（リーチング・プロセス） リモナイト			合金	a. FeNispon (Sponge FeNi) $\geq 4\% \text{ Ni}$ b. Luppen FeNi $\geq 4\% \text{ Ni}$ および（又は） c. Nuget FeNi $\geq 4\% \text{ Ni}$
3.	ボーキサイト	a. ギブス石 b. ダイアスポア c. ベーサイト	精錬	金属酸化物/水酸化物、金属	a. スメルター・グレード・アルミナ $\geq 98\% \text{ Al}_2\text{O}_3$ b. ケミカル・グレード・アルミナ $\geq 90\% \text{ Al}_2\text{O}_3$ $\geq 90\% \text{ Al (OH)}_3$ および（又は） c. Metal Al $\geq 99\%$



番号	鉱物		選鉱加工処理・精錬	生産品	最低製品基準
	鉱石	鉱物			
4.	鉄鉱石	a. 赤鉄鉱 b. 磁鉄鉱 c. 黄鉄鉱	選鉱加工処理	鉄精鉱	≥62% Fe
		針鉄鉱/ラテライト	選鉱加工処理	ラテライト鉄精鉱	≥51% Fe 含有量 (Al <sub>2</sub> O <sub>3</sub> +SiO <sub>2</sub> ) ≥10%
			精錬	スポンジ、金属および合金	スポンジ鉄 ≥75% Fe 銑鉄 ≥90% Fe および(または) 合金 ≥88% Fe
5.	砂鉄	a. チタン磁鉄鉱 b. イルメナイト	選鉱加工処理	砂鉄精鉱 ペレット	≥58% Fe および(又は) ≥56% Fe
			精錬	金属	スポンジ鉄 ≥75% Fe および(又は) 銑鉄 ≥90% Fe
			スラグ	a. TiO <sub>2</sub> ≥90% b. TiCl <sub>4</sub> ≥98% c. 合金 ≥65% Ti d. V <sub>2</sub> O <sub>5</sub> ≥90% e. 合金 ≥65% V および(又は) f. 希少金属および希土類 (錫における希土類の条件を参照)	
6.	錫	錫石	選鉱加工処理	ジルコン、イルメナイトおよびルチル精鉱の副産物	非金属鉱物のジルコンにおけるジルコン、イルメナイト、ルチルの条件を参照
				モナザイトおよびゼノタイムの精鉱	a. 酸化希土類 (REO) ≥99% b. 水酸化希土類 (REOH) ≥99% および(又は) c. 希土類 ≥99%
			精錬	金属	Metal Sn ≥99.90%
				スラグ	a. Metal W ≥90% b. Ta <sub>2</sub> O <sub>5</sub> ≥90% c. Nb <sub>2</sub> O <sub>5</sub> ≥90% および(又は) d. Sb <sub>2</sub> O <sub>5</sub> ≥90%
7.	マンガン	a. 軟マンガン鉱 b. サイロメレーン鉱 c. ブラウン鉱 d. 水マンガン鉱	選鉱加工処理	マンガン精鉱	≥49% Mn.
			精錬	金属、合金、化学マンガン	a. フェロマンガン (FeMn), Mn ≥60% b. シリカマンガン (SiMn), Mn ≥60% c. 一酸化マンガン (MnO), Mn ≥47.5%, MnO <sub>2</sub> ≤4% d. 硫化マンガン (MnSO <sub>4</sub> ) ≥90% e. 塩化マンガン (MnCl <sub>2</sub> ) ≥90% f. 合成炭酸マンガン (MnCO <sub>3</sub> ) ≥90% g. 過マンガン酸カリウム (KMnO <sub>4</sub> ) ≥90% h. 酸化マンガン (Mn <sub>3</sub> O <sub>4</sub> ) ≥90% i. 合成二酸化マンガン (MnO <sub>2</sub> ) ≥98% および(又は) j. スポンジマンガン (還元マンガン) Mn ≥49%, MnO <sub>2</sub> ≤4%
8.	鉛および亜鉛	a. 方鉛鉱 b. 閃亜鉛鉱 c. 菱亜鉛鉱 d. 異極鉱 (Caramite)	選鉱加工処理	亜鉛精鉱	≥52% Zn.
				鉛精鉱	≥57% Pb.

番号	鉱物		選鉱加工処理 ・精錬	生産品	最低製品基準
	鉱石	鉱物			
			精錬	金属、金属酸化物 /水酸化物	a. Bullion $\geq 90\%$ Pb b. PbO $\geq 98\%$ c. Pb(OH) <sub>2</sub> $\geq 98\%$ d. PbO <sub>2</sub> $\geq 98\%$ e. Bullion $\geq 90\%$ Zn f. ZnO $\geq 98\%$ g. ZnO <sub>2</sub> $\geq 98\%$ h. Zn(OH) <sub>2</sub> $\geq 98\%$ i. Metal Au $\geq 99\%$ および(又は) j. Metal Ag $\geq 99\%$
9.	金	a. 自然 b. 共生鉱物	精錬	貴金属	a. Metal Au $\geq 99\%$ b. Metal Au $\geq 99\%$
10	銀	a. 自然 b. 共生鉱物	精錬	貴金属	a. Metal Ag $\geq 99\%$ b. Metal Ag $\geq 99\%$
11	クロム	クロマイト	精錬	金属および合金	a. Metal Cr $\geq 99\%$ および(又は) b. 合金 $\geq 60\%$ Cr.

累進的輸出税の税率、それに、タイプ1鉱産物の最低加工要件は、輸出税を課せられる輸出品、および、輸出税率に関する財務大臣規則75/PMK.011/2012に対する第2回目の改定としての2014年財務大臣規則第6号(MoF 6/2014)に定められている。この規則は、各種加工済み鉱産物に関する輸出税について、2014年から2016年の間の6ヵ月ごとの増額、さらに、2014年の前半に、発展的税率を最低20%から25%へ、さらに2016年の後半には60%まで増額することを規定している(2.2(f) 財政制度と鉱業課税システムを参照)。

## 2.2. 鉱業関連法規

### (a) 環境関連規則

インドネシアにおける環境保護は、様々な法律、規則および政令によって規定されている。以下に代表的なものを示す。

- ・環境保護と管理(環境法)に関する2009年法律第32号:本法により1997年法律第23号は無効となった。
- ・環境影響分析(Analisa Mengenak Dampak Lingkungan Hidup:AMDAL)に関する1999年政府規則第27号
- ・AMDALを完了すべき事業、および行動計画に関する2006年環境省大臣規則第11号
- ・一般的鉱業における政府の職務機構についての技術的指針に関する2000年11月3日付け、ESDM大臣決定第1453K/29/MEM/2000号
- ・鉱業およびエネルギー分野における環境管理に対する技術的指針に関する2000年11月3日付、ESDM大臣決定第1457K/28/MEN/2000号(決定1457)および、
- ・採掘現場の回復と閉鎖に関する2008年5月29日付、2008年ESDM規則第18号(ESDM規則18/2008)

2009年10月3日付にて施行された環境法は、以前の1997年法律第23号に取って代わるものであり、以下のものをはじめ、いくつかの重要な条項を取り入れている。

- ・新規許可、即ち環境許可(Izin Lingkungan)は、AMDAL又はUKL-URLを取得する必要がある企業にとって今や不可欠なものである。環境許可は、関連事業許可を取得するための必須条件であり、もし環境許可が無効になると、事業許可もまた終了することとなる。環境法は、施行後1年以内に、現存するすべての環境許可が新規環境許可に一本化されることとしている。
- ・環境監査は、(i) AMDALを取得していなければならないがそうしていない事業、(ii) リスクの高いセクター内の事業、又は、(iii) 環境法、および、規則を守っていないことが明らかな事業に対して求められる。
- ・すべての環境許可の保有者は、環境機能を回復させることを保証するために、環境保証金を、指定された国営銀行に預託しなければならない。
- ・環境に対して重要な潜在的影響を持つ事業は、環境影響分析を実施しなければならない。
- ・廃棄物の処分には許可が必要であり、環境省によって決定された特定場所においてのみ処分することができる。
- ・改善、および、予防策、さらには、制裁を課すこと(選鉱廃さいの捨て場所の復旧、十分な刑事罰、および、罰金を科すこと、或いは、承認の取消し等)、操業による汚染の回復又は予防。
- ・課せられる制裁には、環境汚染、又は、環境損害を引き起こした者に適用される1年から15年の懲役、又は、5百万IDR(ルピア)から、150億IDRまでの罰金がある。懲役期間、および、罰金の金額は、刑事犯がその犯行を会社の為になした場合

には、3分の1引き上げられる。金銭による罰は、損害を受けた地域を復旧する義務の履行に代わり課せられる。

上記の事項は、将来制定されるであろう施行規則によってさらに詳細に規制される予定である。暫定的には、1997年法律第23号の施行規則は、それらが環境法に矛盾しない範囲で有効に存続すると思われる。2006年環境大臣規則第11号および決定1457は、特に、その操業が重大な環境的または社会的影響を持つ鉱山会社が、環境影響分析に関する調査事項 (Kerangka Acuan Analisis Dampak Lingkungan = KA ANDAL)、環境管理計画書 (Rencana Pengelolaan Lingkungan = RKL)、および、環境監視計画書 (Rencana Pemantauan Lingkungan = RPL) で構成される AMDAL 書類を準備し維持していなければならないことを定めている。

廃水の処分は、水質管理および水質汚染制御に関する2001年政令第82号 (PP82/2001) により規制されている。政令PP82/2001は、鉱山会社を含め、責任のある関係者に、その廃水処理に関し、関連規則を順守していることを詳細に述べた報告書の提出を求めている。かかかかる報告書は、四半期ごとに、関連のある県長または市長に、さらに、写しを環境林業大臣に提出しなければならない。

石炭採掘事業又は活動に対する廃水の水質基準に関する2003年環境省大臣決定第113号 (決定113) は、鉱山会社による廃水処理について、さらに規制している。決定113は、鉱山会社に以下の事項を義務付けている：(i) 鉱山活動から発生した廃水を、決定113に指示された水質基準にしたがって処理すること、(ii) 鉱山活動によって影響を受けた水を沈澱池に貯蔵する方法で管理すること、(iii) 鉱山活動から発生する廃水が表面水の水質基準を満たす場所、即ち、沈澱池、或いは、廃水処理施設からの排水が、表面水に排水されることを調査すること。決定113の下では、鉱山会社は、廃水の処分について、その許可証中に定められている要件に従い、廃水の分析、および、一日当たりの排水量を県長または市長に、その写しを州知事、環境大臣、および、その他の関連政府機関に、四半期ごとに提出しなければならない。

鉱山会社はまた、ある種の物質および廃棄物の管理に関連して、以下に述べるその他の規則にも従わなければならない；有害、有毒廃棄物の管理に関する1999年政令第85号 (PP85/1999) により改訂された1999年政令第18号 (PP18/1999)、さらに、有害物質、有毒物質 (Bahan Berbahaya dan Beracun) の管理に関する2001年政令第74号 (PP74/2001)。鉱山活動から発生する可燃性、有毒性、又は、感染性の廃棄物は、それらがかかるとの規則の定めるところに該当しないことを科学的に証明できない限り、これらの規則の

対象になる。これらの規則は、かかる物質を使用する、あるいは、かかる物質の廃棄物を生成する会社が、こうした廃棄物を貯蔵、回収、利用、加工および蓄積するための許可を取得することを求めている。かかる廃棄物に関連した規則に違反が発生した場合、この許可は取消され、操業を停止することを要求される。

ESDM大臣決定1453K/29/MEM2000 (決定1453) は、一般的鉱業活動に対する AMDAL、RKL、および、RPL 文書の準備に対する技術的指針を提供している。決定1453は、以下のように述べている；地方政府は、環境問題に関する規制の実施を監視すること、さらに AMDAL を承認することに責任がある。決定1453に従い、KP、即ち、現在の IUP、鉱業事業契約、石炭事業契約の保有者は、年間環境管理および監視計画 ('Rencana Tahunan Pengelolaan dan Pemantauan Lingkungan = RTKPL) を、探鉱または生産操業の開始時に、関連する地方政府機関に提出することを求められている。その時以降、当該保有者は、年間環境管理計画書 (Rencana Tahunan Pengelolaan Lingkungan = RTKL) を準備することを求められ、さらに、回復保証金を国営銀行あるいは外国為替銀行 (bank devisa) に預け入れることを要求されている。RTKPL および RTKL の準備に対する指針および回復保証金の預け入れに関する手順は、決定1453に記載されている。

1995年7月17日付、一般的鉱山活動における環境の破壊および汚染の予防と管理に関する ESDM 大臣決定 1211.K/008/M.PE/1995 (決定1211) は、鉱山会社の採掘活動により引き起こされる環境の汚染と破壊を予防し、最小限に抑えるための設備を用意し、かかる活動を遂行するためのコストと費用を負担することを要求している。このため、鉱山会社は、特に、以下の事項を実施しなければならない。

- 一般的な鉱山活動に起因する環境破壊と汚染の予防を直接管理する鉱山技術長 (Kepala Teknik Tambang) を任命し、定期的に (6ヵ月ごと) 報告書を鉱山検査庁長官 (Kepala Pelaksana Inspeksi Tambang = KAPIT) に、その写しを地方鉱山検査実施局長 (Kepala Pelaksana Inspeksi Tambang Wilayah) に提出する。
- 修復活動に関する情報を含んだ RTKL を KAPIT に、その写しを地方鉱山検査実施局長に提出する；さらに、
- 環境監視に関する年間計画 (Rencana Tahunan Pemantauan Lingkungan) を KAPIT に、その写しを地方鉱山検査実施局長に提出する。決定1211の下では、鉱山会社はまた、その金額が、鉱物、石炭、および地熱庁長官の承認を得た回復保証金を指定された銀行の関連する会社の口座に保証金の形態



で預託することを要求されている。

修復と閉山に関連して、修復と閉山に関する2008年ESDM規則第18号(ESDM規則18/2008)によれば、鉱業事業許可の保有者は、修復と閉山に関する保証金を、預金、銀行保証、保険又は、準備金勘定の形態で提供しなければならない。保証の金額は、鉱業操業地域に管轄権を有する大臣、関連のある州知事または県長／市長のいずれかにより決定される。当該保証金の提供をしなかった場合には、文書による警告の形態による行政的制裁、鉱業活動の一部あるいは全てについて一時的な中断あるいは鉱業許可の取消しの対象となる。

2012年2月23日インドネシア政府は、環境許可に関する2012年政令第27号(PP27/2012)を制定した。政令PP27/2012によれば、環境許可は、その場合に依じて、環境省大臣、州知事、県長または市長が発行することができる。環境許可を申請する者は、申請書をAMDALまたはUKL-UPLの申請書と共に上述の関連ある政府機関に提出する必要がある。これら申請書を受理すると、関連政府機関は、環境許可を付与し、AMDALまたはUKL-UPLに承認を与える前に、申請者の事業が運営されている地域社会と協議する。

政令PP27/2012は、この規則の前に承認された全ての環境関連文書が有効に存続すること、さらに同政令に基づいて発行された環境許可と同等であるとしている。

#### (b) 鉱山会社の社会的責任

有限責任会社に関する2007年法律第40号(UU40/2007)が施行されてからおよそ5年後に、政府は同法第74条から派生した施行規則を最終的に施行した。第74条では、天然資源を管理、利用する、あるいは、天然資源に影響を与える会社は、社会的責任および環境に対する責任を負わなければならない、と述べている。

有限責任会社の社会的責任および環境に対する責任に関する2012年政令第47号(PP47/2012)は、上記UU40/2007の実施規則である。政令PP47/2012は、2012年4月4日に発効し、企業の社会的責任(CSR)に関する義務、実施および制裁に関連する問題を規定している。

#### CSRの義務：

政令PP47/2012では、天然資源を管理、利用する、あるいは、天然資源に影響を与えるすべての会社が、地方社会の価値、基準、文化に従い、周囲および当該地方社会と調和しバランスのとれた社会を築く社会的責任および環境に関する責任を負わなければならない、と定めている。当該義務には、法律に従い、天然

資源または天然資源に係る事柄に関する実施規則に沿って環境を保護すること、並びに、会社運営上の倫理が含まれている。一つの例として、鉱業法(UU4/2009)に基づき、地域社会の発展を図る義務を挙げることができる。さらに、本規則はまた、CSRは会社の内部および外部の双方で実施されなければならない、と定めている。

#### CSRの準備、実施、および報告：

会社のCSRプログラムおよびその関連予算は、会社の年次作業計画に含まれていなければならない。この作業計画は、監査役員会または株主総会(当該会社の定款、さもなければ法律に定める通り)で承認されなければならない。前年度のCSR作業計画の実施結果は、会社の年次報告書に記載され、年次株主総会において株主に報告されなければならない。

#### 褒賞と制裁：

政令PP47/2012においては、CSRの実施に参加したすべての会社は、権限を付与された機関によって褒賞を与えられることができるとされている。規則では褒賞の形態を特定していないが、当該規則の説明内に、こうした褒賞について、例えば、特典などの形が言及されている。

一方、CSRを実施しない会社は、関連法規の条項に従って制裁の対象になる。これらの制裁のすべては、会社の事業活動に関連する法律に定められている。

#### (c) 森林関連規則

借用および使用許可(Izin Pinjam Pakai)：

林業に関する1999年法律第41号(森林法：2004年法律第19号によって改訂)では、保護林内における露天採掘は禁止されている。一方、2004年以前に許可された森林地帯における多くの露天掘り鉱山および契約が、その満了日まで有効に存続している。インドネシアの多くの地域は保護林に分類されている。

森林法の下では、森林地域を採掘の目的で使用する場合には、インドネシア共和国の環境林業大臣によって発行された、森林地域の借用および使用許可(Izin Pinjam Pakai Kawasan Hutan = IPPKH)に基づかなければならない。森林地域の利用に関する2010年政令第24号(PP24/2010)、さらに森林地域の借用および使用許可についての指針に関する林業大臣規則P.18/Menhut-II/2011の下では、森林地域の借用および使用許可を申請する会社は、土地補償を差し入れるか、あるいは、補償を税外国庫歳入の形態で支払うことができる。同規則はまた、森林地域の借用および使用許可は、鉱業許可などの操業ライセンスと同期間有効であると定めている。

2008年政令第2号(PP2/2008)に基づき、森林業と関係のない生産活動を保護林地域内で行う全ての会社

は、借用および使用許可を取得するため、森林業手数料として、1 ha当たり毎年175万 IDRから350万 IDRを支払わねばならない。

森林法第50条第3項に基づき、森林地域におけるいかなる活動も、権限を有する機関（環境林業省）の承認を取得する前に行うことは禁止されている。借用および使用許可取得前には、探鉱を含む鉱業活動を行ってはならない。

この定め違反した会社は、森林法第78条により、それに限定するものではないが、懲役（役員、又は、会社を代表する権限を有する者）、罰金、および機械類、重機、その他探鉱、荷役、輸送に使用する機器の押収を含む刑事制裁の対象となる。

#### 修復：

2011年1月14日付の森林修復に対する指針に関する2011年林業大臣規則P.4/Menhut-II/2011によれば、環境林業省大臣発行の森林地域許可による土地使用（Izin Penggunaan Kawasan Hutan）に基づいて鉱山活動を森林地域内で行う鉱山会社は、その鉱山活動の一部として森林の修復を含めなければならない。当該修復プロセスは、採掘操業または探鉱が完了することを待つことなく、あるいは、採掘操業の完了後、または、森林地域許可に基づく土地使用の期限が切れた後1年以内に開始されるものとする。

当該修復プロセスは、詳細を年次計画として追加した5か年計画としてまとめることを要求されている。修復計画は、環境林業省の流域管理・社会林業総局長（Direktorat Jenderal Bina Pengelolaan Daerah Aliran Sungai dan Perhutanan Sosial）が、大臣に代わり査定する。十分であると査定された場合、推薦状が環境林業省の流域管理・社会林業総局長により発行され、さらにエネルギー・鉱物資源省、地方政府、又は、県長により承認される。探鉱期間が5年未満の場合、修復計画は探鉱期間に合わせて調整される。一方、関連機関による査定と承認は、5か年計画に従って実施される。さらに、修復と森林再生に関する2008年政令第76号（PP76/2008）は、かかる権利の保有者に修復と森林再生を実施することを要求している。

森林地域許可に基づく土地使用権の保有者は、森林の修復を実施するために特別な団体を設立することが要求されている。当該団体には、林業、農業、鉱業、土壌その他、森林修復に関する分野の専門家が含まれる。四半期毎の報告に加えて、年次経過報告書を環境林業省の流域管理・社会林業総局長宛に、その写しを関係機関に提出しなければならない。P.18/Menhut-II/2011では、鉱業活動の為に森林地域許可による土地使用の権利を取得した者に、土地使用許可と交換に、土地の補償を提供することとしている。

インドネシア共和国の大統領は、原生林および泥

炭地の新規使用許可交付延期および管理体制の整備に関する2011年大統領指示第10号（INPRES10/2011）を発行した。一般的に、INPRES10/2011は、保安林、保護林、生産林およびその他の利用地域（APL）に位置する原生林および泥炭地において事業活動に従事することを希望する申請者に対して新規の許可、推薦、あるいは、地域許可を発行しないことを政府機関に指示した。しかし、この許可付与の一時停止は、特に、その許可を基本的に環境林業省から取得している申請者、国家の発展に極めて重要であると見られる活動を実践している申請者、例えば、地熱事業、石油、ガスおよび電気産業に従事している申請者、米およびサトウキビを植栽している申請者または林業許可保有者であって、その許可を延長しようとしている（林業許可保有者の事業に対するライセンスが有効であることを条件とする）者により現実に使用されている森林、および環境の復旧に対しては適用されない。

#### (d) 閉山に関する規則

2010年12月20日に、政府は政令第78/2010号（PP78/2010）を発行し、探鉱IUPおよび生産操業IUPの保有者の、修復および採掘後の活動について規程を設けた。同政令では、IUP保有者は(i) 環境文書に基づき、かつ、環境保護と管理の分野における法規に従って修復計画を立案しなければならない、(ii) 関連のある鉱業機関からの、修復および採掘後の活動に関する承認を申請する前に、フィージビリティ・スタディーを完成させなければならない。なお、この規則は、2008年5月29日付でエネルギー・鉱物資源省が発行した2008年ESDM規則第18号をアップデートしたものである。

探鉱IUPの保有者は、修復計画をその探鉱作業計画および予算計画に含めなければならない、さらに、国有銀行に定期預金の形で修復保証金を準備しなければならない。

生産操業IUP保有者は、特に、以下のものを預託しなければならない。

- ① 修復5か年計画
- ② 採掘後計画
- ③ 国営銀行に開設した協同名義口座、又は、定期預金、銀行保証、又は、引当金勘定（もし適格であるならば）の形態による修復保証
- ④ 国営銀行における定期預金の形態による、採掘後保証

修復および閉山保証を準備することは、修復および閉山後の活動義務からIUPの保有者を解放するものではない。修復および閉山保証は、大臣、州知事、県長または市長の承認を取得して初めて引き上げることができる。政令PP78/2010の暫定条項では、KKの保有者もまたこの規則を順守しなければならないこと

を明確に定めている。

2014年2月に、ESDMは規則第7号2014号（ESDM規則7/2014）を公表し、石炭と金属鉱山に対して、修復と採掘終了後の計画を準備するための詳細な要件と指針を与えた。この規則の下、探鉱IUPおよび探鉱IUPKを保有している鉱山業者は、探鉱活動を始める前に、修復計画を準備するよう要求されている。修復計画文書は、採掘活動開始前45日以内に大臣に提出しなければならない。フィージビリティ・スタディー終了後に、鉱山業者は、生産操業段階に対する修復5カ年計画および採掘後計画を提出するよう要求されている。鉱山業者はまた、一定の金額の修復保証金および採掘後復旧資金を国営銀行に差し入れることが要求されている。

### (e) 土地制度

#### 鉱業を目的とした土地の権利：

インドネシアには、土地の所有権を登録する制度があり、この制度は、土地問題に対する基本的規則に関する1960年法律第5号（土地基本法）の施行以来存在している。理論上は、土地所有権登録システムは、証明書のない土地の所有権を徐々に置き換えていくことを意図していた。インドネシアの土地所有権は地表より下には及ばない。従って、土地の所有権保持者は、新鉱業法の下で存在する特殊な鉱業権の効力なしにはその土地において鉱業活動をする権利を持たない。

鉱業権は、広大なエリアをカバーするが、通常、その土地の中には他の人々が土地所有権を持つ地域が含まれている。新しい鉱業法では、鉱業権の保有者が、当該鉱業権と重複している土地の所有権を取得することを必要としていない。

鉱業法は、鉱業権の保有者に、当該鉱業権でカバーされている地域内で土地所有権を持っている人々と和解に達する義務を課している。この和解の目的は、当該土地の所有権保有者が、鉱業活動のために、その地表面の利用ができなくなることに対する補償をすることにある。鉱物・石炭総局長は、この補償は、その土地の地下にある鉱産物の価格に基づく必要はなく、その土地の所有者が被る有用性に係る損失に基づくべきであると述べている。例えば、農産物が損害を被る場合には、その補償金額は、損害を被る農産物の価値に基づいて計算される。和解に関しては、当該コンセッション地域内の土地所有権の保有者であって、実際に鉱業活動により影響を受ける者のみを対象にすればよいとされている。コンセッションと所有権が重複する土地所有者すべてに対して補償する必要はない。

コンセッションと重複している土地の保有者が、当該土地の所有権を獲得する必要はないとする鉱業法の規定にも拘らず、鉱業権（コンセッション）の保有者は、土地所有権を獲得することを選択するケースが

ある。これは、将来において、補償が十分に準備されていたか、という紛争を避けるため、さらに、鉱業権者にとって特別な戦略的地域において活動する権利について法的な確実性を与えるためである。

#### 登録された土地の所有権：

インドネシアの土地配分法には、いくつかの種類

の土地所有権が認められる。

- ・所有権
- ・建築権
- ・耕作権
- ・使用权

所有権（HM: Hak Milik）は、土地に関する最も強く、かつ、全てを包含した権利である。HMは通常、インドネシアの自然人のみが保有できる権利である。HMには有効期限がない。インドネシアの自然人以外では、インドネシア政府の決定によって、特定の企業がHMを保有することができる。他の土地に対する権利では、保有者が当該土地を利用することを認めているが、それらは、その存続期間、許可される利用の性質、および、行使できる抵当権（Hak Tanggungan）の範囲によってそれぞれ違いがある。

建築権（HGB: Hak Guna Bangunan）は、地上権の付与であって、保有者が土地を使用し、その土地にすでに建築したもの、又は、今後建築されるものについて一定の期間独占的に権限を与えるものである。HGBは、インドネシア国民、インドネシア内に住所を有する外国からの投資による法人（PMA）、およびインドネシア法人だけが保有できるものである。HGBは、Hak Tanggungan を用いることにより担保に供することができる。

耕作権（HGU: Hak Guna Usaha）は、一般的に、政府の保有する土地について、農業を目的として、個人としてのインドネシア人、又は、PMAを含む法人に発行される権利である。その期間は通常35年間であり、25年間の延長、およびその後の更新が認められている。HGUは、Hak Tanggungan を用いることにより担保に供することができる。

使用权（Hak pakai = HP）は、上記の土地に関する権利（HM、HGB、およびHGU）の保有者によって付与される、土地についての副次的権利である。HPは使用权、或いは、土地から生産物を回収する権利である。HPの期間には、場合によって、契約、又は、法令により期限がある。この権利の付与は、通常、長くても25年であり、20年の延長が可能であり、土地の使用について特定の規制があるのが普通である。

インドネシア国民、インドネシア国内に代表部を持つ法人、外国籍の個人およびPMA会社は、土地に関するHPを所有することができる。当該土地に対する権利は、その地方の国土庁（Badan Pertanahan Nasional = BPN）が発行する土地証明書によって証



明される。

### 証明のない土地 (adat land)

上述の登録された土地の権利に加え、土地についての権利として、個人の貸地人が、地方の慣習法に基づいて所有する土地 (adat land)、又は、かつてのオランダの法律に基づく土地 (western land) から派生した農地がある。インドネシアの土地基本法が施行され、adat landやwestern landに対する個人の所有権はHMに切り替えられていった。しかし、実際には、今日に至るもHMに切り替わっていないadat landやwestern landが存在する。

インドネシアのadat landは、BPNに登録されていないため、adat landに係る個人の所有権は、土地権利証によって証明されておらず、girikまたはpetukなどの土地および建物税の納税証明書によってのみ習慣的にその所有権が証明されている。girikまたはpetukは、地方の政府機関が発行するadat landの税金の支払い証明である。girik又はpetukは、もはや発行されず、土地および建物納税申告書 (Pajak Bumi dan Bangunan = PBB) に代わっている。adat landとは異なり、ほとんどのwestern landは、土地事務所の土地台帳に登録されており、土地証明書がかかるwestern landの所有権を証明するために発行されている。western landの土地証明書の下では、登録されたwestern landを保有する個人に与えられる土地の権利は、土地基本法ではHMに相当する所有権 (eigendom right) である。

厳密に言えば、adat landは土地基本法によって認識される土地の権利ではないため、その保有者は、所有権について強力な法的基盤を持っていない。実際には、adat landの保有者は、彼らが当該土地を管理し、占有しているという証拠を示すことができ、かつ、場合によっては、かかる土地に対する税金を支払っている場合に限り、その所有権を守ることが可能である。しかし、このことがすべてのケースに適用される訳ではない。

### 土地取得手順：

この項では、地方の慣習法に基づいて所有されている土地 (adat land) の取得手順について述べる。鉱山会社は、鉱山活動または施設の建設に使用するため、占有地域内の土地を取得する義務がある。鉱山会社は、鉱山活動、又は、施設の建設に使用するために取得する土地を決定する。

一般的に、土地の取得手順は以下の通りである。

- ① 鉱山会社は、その地域内のすべての土地所有者／占有者を集め、補償金額を申し出る。実際には、鉱山会社はまず、土地所有者／占有者の代表者に対して、補償金額、支払方法等の土地取得の条件を述べる。土地所有者／占有者と鉱山会社の間

に、事前に土地取得の条件がある程度合意されている必要はない。

- ② 保証金額が合意されると、土地所有者／占有者は所有権の証拠を提示するが、それは、習慣的には、girik、petuk、又は、PBBなどの土地・建物税の納税書である。
- ③ 鉱山会社は、土地所有者／占有者に対し、保証金額を支払い、取得証明書、又は、私的土地売買契約、或いは、鉱山会社と土地所有者／占有者による土地放棄証書の作成・締結がそれに続く。村長 (Lurah) 或いは、地域の長 (Camat) が取得証明または、私的な売買契約を承認することもまた一般的である。
- ④ 土地取得プロセスを完了するのに、政府の同意等を必要としない；しかし、場合によっては、村長 (Lurah) 或いは、地域の長 (Camat) は、土地所有者／占有者から鉱山会社への土地の移転、および必要なすべての補償金が満額鉱山会社から土地所有者／占有者に支払われたことを述べた書簡を発行する。
- ⑤ 土地を、鉱業、農園、発電所などの為に取得する多くの会社は、補償金の支払いを文書化する慣習を持っている。これらには、補償金の受け渡しを写真にとることが含まれる。この追加の文書化は、個人会社の慣習であって、法的な必要性を持つものではない。
- ⑥ 鉱山活動に必要な土地の取得に失敗することは、実際のところ、全体プロジェクトに関係して必要となる許可、ライセンス、および承認の取得に影響を与える。

### 鉱山会社による土地の利用：

鉱山会社は、土地を利用し、鉱区内で鉱業活動を行う為に土地の所有権 (即ち、HM、HGB、HGU、HP) を保有する義務はない。その鉱山会社は、中央政府／地方政府によって承認された、鉱業許可に基づき鉱業活動 (探鉱活動から生産操業活動) を行う権利に依拠している。

実際には、ほとんどの鉱山会社は、単に実際の採掘および関連活動に使用する鉱区の部分的放棄を必要とするのみである。例えば、鉱山会社はその許可上、1,000 haの面積を所有していたとする。しかし、会社が実際に採掘操業、および、その他の活動 (道路等) を行う面積は500 haのみである。そこで、鉱山会社は500 haの面積 (活動的な領域) を確保すればよく、現存する土地の所有者が、依然として「非活動的な領域」を占有している場合、鉱山会社はその採掘許可上の全面積の残りの部分を保有する義務はない。

例えば、ある鉱山会社が、そのIUP上、1,000 haの面積を取得することができるとする。しかし、実際に鉱山活動、および、その他の活動 (道路、処理施設、倉庫等) に使用する面積は500 haである。そこで、当

該鉱山会社は、残りの500 haについて放棄手続きをとる。鉱山会社にとって、採掘活動に使用しない500 haを保有する義務はないものとする。

鉱山会社にとって、採掘操業開始前に「活動的領域」全体を取得する必要はない。土地の取得は、活動的領域の必要な部分を段階的に取得する形で行われる。鉱山会社が活動的領域のすべてを採掘の前に取得するには、実際的な理由があると考えられる。しかし鉱山会社によっては、鉱業活動を開始する前に、活動的領域のすべてを取得するための補償を支払うことのできない財務ポジション上の理由があるであろう。

#### (f) 財政制度と鉱業課税システム

##### (i) 税金

現行法規および規則の下では、石炭採掘活動に従事する会社は、以下に述べる税金の対象になる。

2014年1月に、財務大臣は、輸出税の課せられる輸出品と輸出税率に関する財務大臣 (MoF) 規則75/PMK.011/2012の第2回目の改定として、2014年財務大臣規則第6号 (MoF6/2014) を公表した。この規則

では各種加工済み鉱産物に関する輸出税を、2014年から2016年にかけて、6ヵ月毎に増額するものであり、税率を、2014年上半期に最低20%から25%に、さらに2016年後半から60%に増額することを定めている。

鉱石輸出税の詳細は表6に定める通りである。

MoF規則75/PMK.011/2012は、2014年8月4日発効のMoF規則153/PMK.011/2014によって最終的に改訂された。この規則の下では、加工された鉱産物に対する輸出税で、製錬設備を建設中、あるいは、製錬設備の建設に協力している輸出業者に適用される輸出税は当該製錬設備の建設進捗状況に応じて決定される。かかる製錬設備の建設には、特に、輸出業者が、条件付き売買契約を結ぶこと、あるいは、検討段階において原材料の供給が可能であること、許可、ライセンス類が入手可能なこと、インフラ、基本的工業技術、機械的な完成、試運転、および、生産が準備されていることなどを示すその他の文書が含まれる。

2014年8月4日から2017年1月12日までの期間、一

表5 鉱業課税

番号	税の種類	現行税率	備考
(i)	法人所得税	25% (非上場会社)	法人所得税の課税基礎は、会社の正味課税対象利益であり、総利益から正当な費用を差し引いて計算される；控除可能な費用には、営業費、販売費、一般管理費が含まれ、控除不可能な経費には、寄付、従業員に対する現物給付が含まれる。
		20% (上場会社)	
(ii)	付加価値税 (VAT)	10%	物品およびサービスの納入はVATの対象になる；石炭、および天然資源で鉱山から直接採掘されるものの供給はVATの対象にならない。
(iii)	源泉徴収税 (WHT)	15%	インドネシアの会社に支払われる配当、利子、ロイヤルティ：配当が内部留保から支払われる場合、さらに、インドネシア人の株主が、鉱山会社の株式の少なくとも25%を所有している場合には、配当は、WHTを含め、所得税の対象にならない。
		2%	インドネシアの居住者である企業に対する殆どのタイプのサービスに対する支払に適用される。
		20%	インドネシアの非居住者である企業に対する殆どのタイプのサービスに対する支払に適用される。

表6 鉱石輸出税率

番号	鉱産物	輸出税率					
		1H 2014	2H 2014	1H 2015	2H 2015	1H 2016	2H 2016
1	銅精鉱 (>15% Cu)	25%	25%	35%	40%	50%	60%
2	鉄精鉱 (>62% Fe)	20%	20%	30%	40%	50%	60%
	鉄精鉱 (>51% Fe および >10% Al <sub>2</sub> O <sub>3</sub> + SiO <sub>2</sub> )	20%	20%	30%	40%	50%	60%
3	マンガン精鉱 (>49% Mn)	20%	20%	30%	40%	50%	60%
4	鉛精鉱 (>57% Pb)	20%	20%	30%	40%	50%	60%
5	亜鉛精鉱 (>52% Zn)	20%	20%	30%	40%	50%	60%
6	イルメナイト精鉱 (>58% 砂鉄、および、 >56% ペレット)	20%	20%	30%	40%	50%	60%
7	チタニウム精鉱 (>58% 砂鉄、および、 >56% ペレット)	20%	20%	30%	40%	50%	60%

律の関税率が建設の進捗に基づき提示されるが、これらは3段階に分類される；税率7.5%が第I段階に適用される；第I段階では、建設の進捗状況は7.5%までであり、保証状の準備が含まれる。5%の関税率が第II段階に適用される；この段階では、建設は7.5%～30.0%の進捗を示す。第III段階には関税率は適用されない；この段階では建設は30%以上の進捗を示す。

## (ii) 税外国庫収入：

### ロイヤルティ：

IUP/IUPK/PKP2Bのすべての保有者は、生産ロイヤルティを支払う必要がある。その率は鉱種、石炭の品質(kcal/kg)および採掘方法(例えば、露天掘り、または坑内採鉱)により異なる。

生産操業IUPKの保有者は、追加ロイヤルティとして、純所得の10%を支払わねばならない。中央政府は、追加ロイヤルティの40%を受け取る権利を持ち、一方、差額は関連のある州と県に、以下のように割当てられる。

- ① 10% - 州政府
- ② 25% - IUPK地域が存在する、関連のある県政府・市政府
- ③ 25% - 同じ州内にある、その他の県/市

ロイヤルティは、t又はkg当たりの販売価格の比率

として定義されている。IUP/IUPK/PKP2Bの保有者に適用されるロイヤルティの詳細は表7のとおりである。

### 地代/固定的負担金：

鉱山の所有者はまた、地代/固定的負担金を毎年支払う必要があり、さらにその金額は通常、(i) 鉱区の大きさ(ha)、および、(ii) 採掘活動の段階(例えば、採鉱または生産操業)に基づいて計算される。

IUP/IUPK/PKP2B保有者に対する地代/固定的負担金の詳細は表8のとおりである。

### (g) 商業関連規則

2012年5月7日、商業大臣が、未加工の鉱石輸出を制限しようとする政府の方針に関連して、鉱産物の輸出に関する商業大臣規則29/M-DAG/PER/5/2012を公表した。

29/M-DAG/PER/5/2012の第1条第2項では、「鉱産物」を、地下から掘出された再生不可能な天然資源で、加工もしくは精錬されておらず(原材料又は鉱石)、金属製鉱産物、非金属製鉱産物および鉱石の形をしたもの、と定義している。第2条では、輸出が規制されている鉱産物は同規則の附属書1に記載されている。従って、全ての鉱産物の輸出が同規則の対象に

表7 ロイヤルティ料率

分類	単位	金額
a. 石炭IUP/IUPK		
以下の品質の露天掘り石炭		
(i) ≤ 5100 kcal/kg	t	販売価格の3.0%
(ii) > 5100 - 6100 kcal/kg	t	販売価格の5.0%
(iii) > 6100 kcal/kg	t	販売価格の7.0%
以下の品質の坑内採鉱石炭		
(i) ≤ 5100 kcal/kg	t	販売価格の2.0%
(ii) > 5100 - 6100 kcal/kg	t	販売価格の4.0%
(iii) > 6100 kcal/kg	t	販売価格の6.0%
b. 石炭PKP2B	t	販売価格の13.5%
c. 金	kg	販売価格の3.75%
d. 銅	t	販売価格の4.0%
e. ボーキサイト	t	販売価格の3.75%
f. ニッケル鉱	t	販売価格の5.0%
g. ニッケル金属塊	t	販売価格の4.0%
h. フェロニッケル	t	販売価格の4.0%
i. 鉄鉱	t	販売価格の3.0%
j. 砂鉄	t	販売価格の3.75%
k. 銀	kg	販売価格の3.25%
l. 錫	t	販売価格の3.0%
m. ダイヤモンド	t	販売価格の6.5%



表8 地代／固定的負担金

分類	単位	負担金金額
a. IUP/IUPK		
探鉱 IUP/IUPK		
i. 初年度	ha/年	IDR 500.0
ii. 第2年度	ha/年	IDR 1,000.0
iii. 第3年度	ha/年	IDR 2,000.0
iv. 第4年度	ha/年	IDR 2,500.0
v. 第5年度	ha/年	IDR 3,000.0
vi. 第6年度	ha/年	IDR 5,000.0
vii. 第7年度	ha/年	IDR 7,000.0
生産操業 IUP/IUPK		
i. 探鉱設備開発	ha/年	IDR 8,000.0
ii. 探鉱：		
> 第1段階（ラテライト沈殿物、および、他の地表沈着）	ha/年	IDR 15,000.0
> 第2段階（初生鉱床、および、沖積鉱床）	ha/年	IDR 25,000.0
b. KK/PKP2B		
i. 一般的調査		
初年度	ha/年	US\$ 0.05
第2年度	ha/年	US\$ 0.10
ii. 探鉱		
初年度	ha/年	US\$ 0.20
第2年度	ha/年	US\$ 0.25
第3年度	ha/年	US\$ 0.30
第4年度	ha/年	US\$ 0.50
第5年度	ha/年	US\$ 0.70
iii. フィージビリティ・スタディー		
初年度	ha/年	US\$ 1.00
第2年度	ha/年	US\$ 1.00
iv. 建設		
初年度	ha/年	US\$ 1.00
第2年度	ha/年	US\$ 1.00
第3年度	ha/年	US\$ 1.00
v. 開発		
第1段階（ラテライト沈殿物、および、他の地表沈着）	ha/年	US\$ 2.00
第2段階（初生鉱床、および、沖積鉱床）	ha/年	US\$ 4.00

なっているわけではない。さらに、第2条第2項では、輸出されるかかる鉱産物は、IUP OP、IPRまたは生産操業特別鉱業許可（Izin Usaha Pertambangan Khusus Operasi Produksi = IUPK OP）もしくは操業許可（Kontrak Karya = KK）保有者によって生産されたものでなければならない、としている。

鉱産物を輸出するためには、事前に商業大臣により、鉱産物登録輸出業者として認定されることが必要となる（第3条第1項）。この認定は、書面による申請書を、商業省外国貿易総局長に、以下のもの提出することにより取得可能となる。

① IUP OP、IPR、IUPK OP、KK、加工、精鉱用の

IUP OP、又は、輸送および販売用のIUP OP

- ② 会社登記簿の写し
- ③ 納税者番号の写し
- ④ エネルギー・鉱物資源省・石炭総局長の推薦状

鉱産物登録輸出業者としての認定は、遅くとも受理された申請書の日付後5営業日以内に理事会により付与され、2年間有効である（第3条の第4項および第5項）。推薦状の発行方法は、鉱物石炭総局長によって定められる（第6条）。

鉱産物輸出輸出業者としての認定のほかに、鉱産物輸出開始の承認を取得する必要がある。当該承認もまた、遅くとも受理された申請書の日付後5営業日

表9 商業大臣規則29/M-DAG/PER/5/2012により輸出が規制される鉱産物（抜粋）

番号	物品概要	関税率項目・HSコード
	A. 金属鉱物	
1	焙焼されていない黄鉄鉱	2502.00.00.00
2	鉄鉱石と精鉱、塊状化していない	2601.11.00.00
3	鉄鉱石と精鉱、塊状化している	2601.12.00.00
4	焙焼された黄鉄鉱	2601.20.00.00
5	マンガン鉱石と精鉱	2602.00.00.00
6	銅鉱石と精鉱	2603.00.00.00
7	ニッケル鉱石と精鉱	2604.00.00.00
8	コバルト鉱石と精鉱	2605.00.00.00
9	アルミニウム鉱石と鉄鋼	2606.00.00.00
10	鉛鉱石と精鉱	2607.00.00.00
11	亜鉛鉱石と精鉱	2608.00.00.00
12	クロム鉱石と精鉱	2610.00.00.00
13	焙焼されたモリブデン鉱石と精鉱	2613.10.00.00
14	モリブデン鉱石と精鉱等	2613.90.00.00
15	イルメナイト鉱石と精鉱	2614.00.10.00
16	チタン鉱石と精鉱等	2614.00.90.00
17	ジルコニウム鉱石と精鉱	2615.10.00.00
18	銀鉱石と精鉱	2616.10.00.00
19	金鉱石と精鉱	2616.90.00.00
20	白金族金属鉱石と精鉱	2616.90.00.00
21	アンチモン鉱石と精鉱	2617.10.00.00

に外国貿易総局長により付与される。

第7条に従い、輸出前に検査と技術的査定を受けなければならない。検査または技術的査定は、外国貿易総局長によってサーベイヤーとして決定された者が行う。サーベイヤーの決定条件は、第8条第1項に提示されている。

第12条第1項は、鉱産物登録輸出業者は、輸出の実行に関する月次報告を、遅くとも毎月15日までに、外国貿易総局長宛に書面で提出し、その写しをESDM鉱物・石炭総局に提出する必要がある（第12条）。月次報告書は、<http://intrade.kemendag.go.id>を通じて提出することも可能である。一方、サーベイヤーは、検査又は技術的査定の結果として、サーベイヤー・レポート（Laporan Surveyor = LS）を提出する義務がある。LSもまた<http://intrade.kemendag.go.id>を通じて提出することもでき、それは、Indonesia National Single Window (INSW) ポータルに転送される。LSの外に、サーベイヤーは、毎月実施する検査又は技術的査定について、文書による月次報告書を提出する。

鉱産物登録輸出業者の資格は取り消される場合があり、条件は第15条に提示されている。

- ① 提出義務のある月次報告書を3回未提出
- ② 鉱産物登録輸出業者としての認定書および（または）輸出承認書に記載されている内容の変更、追

加および（あるいは）書き換え

- ③ 鉱産物輸出書類に記載されている種類、数量と異なる鉱産物の輸出
- ④ 鉱産物登録輸出業者の認定あるいは輸出承認を不正使用したことに関連する犯罪行為により、裁判所から有罪判決を言い渡される

第18条は、ある種の鉱産物の輸出に係る検査または技術的査定に関する商業大臣規則14/M-DAG/Per/5/2008、および砂、土壌、および表土以外のグループCに属する鉱産物の輸出に係る検査又は技術的査定に関する商業大臣規則3/M-DAG/PER/1/2007が、商業大臣規則29/2012により規制されている鉱産物を除き、いまだに適用可能であることを提示している。

また、商業省は錫輸出に関する2014年商業大臣規則第44号も公表している

その他の現存する商業的規則には、輸出製品価格の一般規定に関する商業大臣規則33/M-DAG/O/PER/5/2012および国内市場への鉱産物および石炭の割り当て（DMO）に関する2009年ESDM規則第34号がある。

2015年1月5日、商業大臣は、一定の物品の輸出に

信用状を使用する条件に関する規則(4/M-DAG/PER/1/2015)を公表した。この規則は、発効日を2015年4月1日に設定しており、インドネシアの重要な物品、即ち、石炭、やし油およびパームカーネル油、石油とガス、それに、錫を含む鉱産物等の輸出業者に海外との貿易に際して信用状を使用することを要求している。

この規則に従い、商業省によって指名されたサーベイヤーが発行したサーベイヤー・レポートを必要とする製品の輸出に対して、サーベイヤーは、輸出業者が信用状による支払方法を守っているかどうかをチェックしなければならない。輸出業者が信用状による支払をしていない場合、指名されたサーベイヤーは、サーベイヤー・レポートを発行しない。

2014年商法第7号(UU7/2014)は、2014年2月11日に下院(DPR)において承認された。この法律は、インドネシアの商業の法的基盤として1934年に制定された、Bedrijfselementerings Ordonnantie (BO)と言う植民地時代の法律に取って代わるものである。

商法は、輸出入活動という点に関して国益を最優先するものと考えられている。政府は、2年以内に必要なすべての施行規則を公表すると述べている。その間、現存する規則は、新法に定められているところと矛盾しない限り有効に存続する。

#### (h) その他産業関連規則

工業に関する法律2014年法律第3号(工業法)および工業事業許可の付与についての条件と手順に関する2008年工業省大臣規則41/M-IND/PER/6/2008、工業拡張許可、および、工業登録証明書によれば、いかなる工業活動も、小工業グループに属するある種の工業を除き、工業事業許可を取得しなければならない。工業事業許可は、会社の総投資金額および工業のタイプにより、工業省、州知事、県長/市長のいずれかにより発行される。

インドネシアにおける外国からの直接投資を促進するため、工業省は、工業事業許可の付与に関する権限の委譲、並びに、投資の枠組みにおける拡張許可に関する工業大臣規則66/M-IND/PER/9/2008を公表した；この規則は、該当する会社が外国資本投資会社(PMA)である場合に、工業事業許可の付与権限を、工業省から投資調整庁(Badan Koordinasi Penanaman Modal = BKPM)長官に委譲するものである。

会社は、その事業活動または生産能力を、工業事業許可に記載されている最高生産能力の30%以上拡張しようとする場合に、拡張許可を取得しなければならない。

インドネシアにおける労働者に対する主たる規制機関は労働省となる。主たる雇用関係法は、労働者に関する2003年法律第13号(UU13/2003)、産業関連紛争の解決に関する法律第2/2004号および労働組合に関

する法律第21/2000号がある。労働法は、従業員の利益を保護するよう制定されたもの、紛争の解決に関する法律第2号は、従業員関連の苦情または紛争に対応するものである。労働組合に関する法律は、労働組合を結成する従業員の権利を保護し、雇用主を含め、反組合活動に従事する者に刑事制裁を課すものである。

さらに、労働者に対する社会保障に関しては、社会保障実施機関(BPJS)に関する2011年法律第24号、1993年政令第14号およびその改訂令2012年政令第53号がある。これらの規則では、全ての労働者は、インドネシアで少なくとも6ヵ月働いている外国人労働者を含め、社会保障プログラム(以前、Jamsostekプログラムとして知られていた)の参加者として登録しなければならない。

会社はまた、その地域の規則に従って、当該地域の最低賃金を順守する義務がある。UU13/2003の第89条に従い、各州/市は独自の地域最低賃金(UMP)を定める権限を付与されており、当該最低賃金は、企業、機構、労働組合間の協約に基づいて毎年見直され、最終的に各州の知事により決定される。

#### (i) 投資関連規則

投資に関する法律は、2007年法律第25号(投資法)がある。この投資法は、外国投資に関する1979年法律第11号によって改訂された1967年法律第1号、および、国内投資に関する1970年法律第12号によって改訂された1968年法律第6号にとって代わるものである。

この投資法では、多くの投資セクターにおいて、国内投資と外国からの投資を平等に扱っている。ただし、外国人投資の最高参加比率を定めるシステムは未だ残存している。外国人管理職を任命する権利、補償のない国有化の禁止、紛争を国際投資紛争解決センター(ICSID)に提出することなどの投資に対する保証は維持されている。

直接投資に関連する全ての事柄は、BKPMによって監督されている。投資法では、現存する許可はその期間満了まで有効に存続し、以前の法律で施行されたものについては、現行法と矛盾しない限り効力を持続すると規定している。

殆どの事業セクター(鉱業を含む)は、一般的にネガティブ・リスト(Daftar Negatif Investasi = DNI)として知られているインドネシア政府が決定する一定のセクターを除き、外国人による直接投資に開放されている。ネガティブ・リストは、外国人による直接投資(FDI)に対する制限を、外国および国内投資に対するより大きな確実性を創出するため、多数の制令や規則から集約したものである。

DNIは、発行日から3年間有効であり、必要に応じて見直される。当該3年が過ぎ、新しく閉鎖される事業分野、および、条件付きで開放される事業分野が規



定されなかった場合、これらの事業分野を定める本大統領規則は、有効に存続するものとする。

ある一定の条件の下で開放される事業分野は以下の通りである。

- ・マイクロ企業、中小企業、および、協同組合の為に留保される業種
- ・共同経営 (kemitraan) を必要とする業種
- ・一定の株式保有がが必要な業種 (例えば、外国人による最大限の株式保有)
- ・一定の場所においてのみ事業を行うことのできる業種
- ・特別許可を必要とする業種

ネガティブ・リストの最新の改正は、投資に対して閉鎖された事業分野および、投資に対して条件付きで開放された事業分野に関する、2014年大統領規則第39号 (Perpres39/2014) の施行により2014年4月24日に裁可された。

この改訂において、58の事業セクターが外国からの直接投資に対して追加開放された。それらには以下のセクターが含まれる：(i) PPP計画の下での港湾設備 (建物、棧橋、コンテナ・ターミナル、液体用バルク・ターミナル、ドライ・バルク・ターミナル、および、RO-RO船ターミナルを含む)、(iii) PPP計画の下での発電設備 (10MW以上の発電設備、送電・配電設備)、(iv) 製薬産業、および、(v) 広告。さらに、外国からの直接投資に対して閉鎖された事業セクターは少数で、それらには、主として物品/サービスを生産する事業で：(a) インドネシアの法律で禁止されているもの、(b) 危険なもの、(c) 汚染するもの、(d) 国の安全に対して戦略的なもの、(e) 遺産、が含まれる。投資に対して閉鎖されている事業分野のリストには、絶滅の危機に瀕している魚類の捕獲、建設資材用に野生のサンゴの採取、有害化学産業、アルコール飲料の製造、賭博、カジノが含まれるが、これらに限定されるわけではない。

#### (j) 司法制度

インドネシアは、ローマ法を起源とする民法を有し、これらは植民地時代にオランダから持ち込まれたものを基盤とした法制度を持っている。

司法制度の一部としての裁判所に関連して、インドネシアは二つの最高裁判所、憲法裁判所と最高裁判所を有している。憲法裁判所は、以下に係る紛争を処理する権限を有する。

- ① 法律を憲法に照らして調査する
- ② 政府機関間の紛争を解決する
- ③ 政治団体の解散
- ④ 総選挙における紛争の解決

最高裁判所は、インドネシアにおいて国家行政裁判所 (Pengadilan Negeri)、国家行政上級裁判所

(Pengadilan Tinggi Negeri)、宗教裁判所 (Pengadilan Agama)、軍事裁判所 (Pengadilan Militer)、および行政裁判所 (Pengadilan Tata Usaha Negara) を監督しているもう一つの最高の裁判所である。その他の特殊裁判所 (商業裁判所、児童裁判所) は、特別規則に従って設立され、最高裁判所の監督下にある。

仲裁裁判は、一般に広く認められた紛争解決の一つの手段であり、仲裁裁判および裁判外紛争解決に関する1999年法律第30号 (仲裁法) として定められている。紛争解決としての仲裁は、当事者によって同意の形で合意され、仲裁によって解決することのできる紛争は商業上の事項である。インドネシアは、国内に独自の仲裁機関、国家仲裁委員会 (Badan Arbitrase Nasional Indonesia = BANI) を持っており、当該委員会は、BANIの規則に従って仲裁を執り行う。BANIの判決は、仲裁法第60条に従い、紛争当事者にとって最終的なものとなる。

仲裁判決の執行に関連して、仲裁法第61条によれば、当事者が仲裁裁判の判決を自発的に履行しなかった場合、かかる判決の執行は、紛争の相手方当事者の申請により、地方裁判所の長の命令により実施されなければならない。しかし、かかる判決の執行は、社会的秩序および、公序良俗に反するものであってはならない。

仲裁法第66条は、紛争の当事者が、紛争を国際仲裁裁判によって解決することに合意した場合、仲裁裁判の判決は以下の条件によりインドネシア国内においてのみ執行され得る、と規定している。

- ① 仲裁裁判の判決が、仲裁人またはインドネシアと協定 (二国間協定であるか多国間協定であるかを問わない) を結んでいる国の仲裁機関が、国際仲裁の判決の承認、および履行に関連して発行したものであること
- ② 上記 (a) に言及した国際仲裁の判決が、インドネシアの法律に従い、通商法の分野に関する判決に限定されていること。
- ③ 上記 (a) に言及した国際仲裁の判決が、社会的秩序に反しない場合に限りインドネシアにおいてのみ執行されること。
- ④ ジャカルタ中央地方裁判所の長が合意した後、国際仲裁の判決をインドネシアで執行することが可能であること。
- ⑤ 紛争の一方の当事者がインドネシア共和国に関係ある場合、上記 (a) に言及した国際仲裁の判決は、最高裁判所の合意 (当該業務はジャカルタ中央地方裁判所に委譲されている) の後においてのみ執行することができる。

一方、鉱業に関する法規に関連して、行政処分には異議を申し立てるシステムがある。行政処分に異議を申し立てるシステムでは、国家行司法システムに關す

る1986年法律第5号(2009年法律第51号で改訂)に定められている国家行政裁判所(Pengadilan Tata Usaha Negara)の司法手続きにしたがわねばならない。国家行政裁判所に訴えることのできる国家行政処分は、以下の四つの条件を満たす必要がある。

- ① 文書による処分であること
- ② 国家行政機関により発行されたものであること
- ③ 現行法律および規則の特定の条項に基づいて発行されたものであること
- ④ 三つの特質：人あるいは企業にさらなる法的影響を引き起こすような、具体的、個別、および、最終的なもの

処分が上述の条件に該当する場合(例：ライセンス、許可等)、行政処分に対する申立ては、国家行政裁判所および国家上級行政裁判所において受理される。かかる主張を裁判所が支持した場合、裁判所は関連する処分を無効にするよう政府に指示を与える。

### 2.3. 国外からの投資

投資法では国外からの投資は、インドネシア内で外国人投資家が、外国資本のみを用いるケース、国内企業と合弁会社を設立するケース双方により事業を行うための投資である、と定義している。外国人投資家とは、インドネシアに投資を行う外国国民、外国籍事業会社、もしくは、外国政府を意味する。

2007年投資法の重要な特徴は、インドネシア政府は、そうすることが国益に資すると法律によって布告された場合であって、国際法の原則に従って決定され、相互に合意できる補償が支払われた場合を除き、外国からの投資を国有化しない、あるいは、外国投資を管理する権利を無効にしないという保証を政府が与えていることである。この保証には、外国人投資家は、外資が投入された会社の経営陣を任命する権限を持ち、資本金を、特に、税引後利益、外国人労働者の所得、および固定資産の売却という形態で本国へ送り帰す権利を持つという確約が伴う。

インドネシアにおいては、外国人投資家は、その投資を投資法に基づくインドネシア法人(perusahaan penanaman modalasing = PMA)を通じて実施しなければならない。鉱業活動をするために設立されたPMAは、BKPMが、ESDM鉱物・石炭総局長と連携して発行する外国人投資許可を必要とする。

外国人の所有を制限する法律は、一般的に4種類の会社を承認している。

- ・一般的なインドネシアの会社(Perseoran Terbatas Biasa (PT Biasa))
- ・国内資本投資(Penanaman Modal Dalam Negeri = PMDN)会社
- ・外国資本投資(Penanaman Modal Asing = PMA)会社
- ・株式公開会社で、最小払込済み資本金が30億ルピ

アであり、最低300人の株主を擁する会社(Perseroan Terbatas Terbuka = PT Tbk)

PT Biasa、および、PMDN会社は100%インドネシア人によって所有されていなければならない。外国人投資家は、BKPMから事前の承認を取得することにより、PMA会社に投資することができる。さらに、PT BiasaおよびPMDN会社をPMA会社に転換させることも可能である。

BKPMの政策下では、PMA会社には、最低資本投資となる要件がある。これらは、従事する事業の業種、および、事業の規模によって決定され、BKPMは、ケース・バイ・ケースで必要な資本投資額を決定する。

BKPMから承認を取り付けた後、外国人投資会社は、資本投資管理についての指針と手順に関する2012年BKPM長官規則第3号(BKPM規則5/2013)に要求されている、資本投資活動報告書を6ヵ月ごとにBKPMに提出する義務を負う。

2013年4月8日に、BKPMは、国内投資会社、および国外からの直接投資会社の双方を対象にして、投資許可およびその他の手順に関する新しい規則を公表した。これらの新しいルールは、以下に述べる規則に提示されている：

- ・許可を要する投資および許可を要しない投資に対する指針と仕組みに関するBKPM規則5/2013、この規則は2013年4月12日付で正式に施行され、2013年5月27日に発効した。
- ・上記規則の改訂に関する2013年BKPM長官規則第12号(BKPM規則12/2013)
- ・外国人投資会社および国内投資会社におけるベンチャー企業の資本株式保有に関する1991年12月9日付のBKPM長官決定19/SK/1991はBKPM規則5/2013によって無効となった。
- ・投資申請に対する指針と手順に関する、2009年12月23日付、2009年BKPM長官規則第12号。

BKPM規則5/2013は、資本投資に対する承認手続きおよび関連する許可やその他の便宜を、特に、申請書の様式を簡素化すること、ライセンスおよびノンライセンス設備に対する申請を完了する時間枠を明示することにより、簡素化しスピードアップするために施行された。

BKPM規則12/2013は、2013年9月11日に公表され、2013年9月18日に発効した。同規則は、ベンチャー・キャピタル会社による所有に制限を設けた、BKPM規則5/2013の一部の条項を改訂するために施行された。BKPM規則12/2013は、一部の新しい手続きおよび要件の詳細を定めて基本許可の延長手続きを緩和し、さらに、多部門をカバーする会社が申請書を提出することを認めている。申請プロセスとその手続きに関連して、BKPM規則12/2013では、全ての

ライセンスおよびノンライセンス設備の申請は、会社の役員／社長の名義による行われること、と定められている。

### ワンストップ総合サービス

2013年7月13日付、2013年BKPM長官規則第7号が施行され、簡素化された、迅速で正確かつ透明性が高く、責任の明確なサービスを提供することにより、投資に関連したライセンス、およびノンライセンス・サービスの質の向上を図ることになった。本規則は、とりわけ、人材の割り当てと資格認定、電子／オンライン・システムの使用に必要な設備を含むワンストップ総合サービスの実施に必要な仕組みの詳細を定めている。

投資に対するワンストップ総合サービスは2009年に立ち上げられ、2013年12月31日現在で、33の州、336の地方自治体および39の都市において実施されている。ワンストップ総合サービスを支援するため、BKPMは投資ライセンスの取得手続きをより円滑に促進する電子情報およびライセンシング・サービスシステム(SPIPISE)を2010年に立ち上げた。2013年12月31日現在、当該システムは33の州、126の地方自治体および、41の都市で採択されている。さらに、投資ライセンス・サービスを改善しサービスの透明性を高めるため、BKPMは投資家が自身の申請手続きをモニターできるよう、2012年に追跡システムを立ち上げた。

投資サービスを改善するため、BKPMは、2013年12月に、資本財および原材料に対する免税の取得に適用する手順に、オンライン・システムを導入した。さらに、2014年4月には、インドネシアの法人としての身分を取得していない会社が、基本ライセンス(Principle License)の申請をする際の、オンライン申請システムを導入した。2014年6月1日に開始されたこのオンライン申請システムは、インドネシアの法人資格を取得していない全ての会社にとって不可欠のシステムとなっている。BKPMは2015年12月現在、事業ライセンス・オンライン登録システムを稼働している。

## 2.4. 投資における責務

### 株式の譲渡と企業買収：

有限責任会社に関する2007年法律第40号(会社法)に基づき、売手と買手間の株式売買証書の発行により株式の譲渡が行われる。会社の定款により、会社の株主に新株引受権を付与することができる。株式の譲渡は、法務人権大臣に通知しなければならない。

会社のコントロールに影響をもたらすような株式の譲渡は、企業買収に等しいと見なされる。会社法によれば、対象会社の取締役会は、簡略な企業買収計画を、少なくとも一紙の新聞に公表しなければならない。さらに、株主総会招集前30日以内に、対象会社の従

業員に書面で発表しなければならない。

さらに、上述の要件の説明では、かかる公表は、(利害)関係者が計画について知り、さらに、それに不満がある場合には異議を申し立てる機会を与えるものである。一方、同法の他の条項では、かかる企業買収が公表されてから14日以内に債権者が会社に異議を申し立てることができることを言及しているのみである。加えて、上記の期間内に異議申し立てを行わなかった債権者は、当該企業買収を承認したものとみなされる。

会社法は、企業買収およびそれに対応した株式の譲渡に異議を唱える第三者に言及している。しかし、会社法は単に従業員や債権者に対してなすべき公表の手順、および、債権者が所定の期間内に異議を申し立てることのできる特定の手順を定めているに過ぎない。インドネシアの法律顧問は、異議の申立てを行う権利を有する第三者は、公表が行われない場合に損害を被る従業員と債権者に限定されるという見方をしている。

会社法では、企業買収が完了する前に、新聞紙上での公表がない場合の制裁については触れられていない。会社法はまた、新聞紙上における公表がない場合の裁可についていかなる手順も定めていない。しかし、新聞紙上における公表がないことは、利害関係にある第三者による、異議申立てをうける可能性がある。企業買収、および、それに対応した株式の譲渡に対する異議の申立ては、有効な訴因に基づき、十分に強い法的根拠を持ったものでなければならない。

### 株式の売却：

ESDMは、外資鉱山会社の株式売却義務手順、および、鉱産物および石炭採掘事業における投資の変更に関するESDM規則27/2013を公表した。

この規則では、生産操業IUPおよび生産操業IUPKを保有している外資鉱山会社は、生産開始から5年後から、徐々にその所有する株式をインドネシア人投資家に売却し、10年目にはインドネシア人投資家の持ち株が少なくとも51%になるようにしなければならない。売却される株式は、担保に供することが禁じられている。株式売却義務には、株式をインドネシアの資本市場経由で売却することは含まれていない。

外国からの投資による鉱業会社は、5年間の生産達成の後、遅くとも90日以内に、株式売却のオファーを、以下の優先順位でインドネシア人投資家に出す義務がある。

- ① 政府、州政府、および、地方州政府／市政府
- ② 国営企業(BUMN)および地方政府所有の企業(BUMD)
- ③ インドネシアの私企業

政府、州政府、および、地方州政府／市政府は、株式売却オファーの日付後60日以内に、当該オ



ファーに対し、外資鉱業会社に書面により返答しなければならない。

政府（中央政府と地方政府の双方）が株式のオファーに関心がない場合、又は、所定の期間内に書面による返答をしなかった場合、外資鉱業会社はBUMNおよびBUMDにオファーをしなければならず、BUMNおよびBUMDは60日以内に書面により返答しなければならない。

さらにBUMNおよびBUMDが関心を示さなかった、又は、所定の期間内に返答しなかった場合、外資鉱業会社は、当該オファーをインドネシアの私企業に出す必要がある、かかる私企業は書面により30日以内に返答しなければならない。

最初の株式の売却が実現しなかった場合、売却すべき株式数を累積して、売却手続きを繰り返さなければならない。

支払い、および、株式の引渡し手続きは、両当事者間の売買契約が締結されてから90日以内に実施されなければならない。

売却される株式の価格は、外資鉱業会社による投資の代替費用に基づいて決定される。

2014年10月14日に、政府は、鉱産物および石炭の採掘事業活動の実施に関する2010年政府規則第23号の第3回目の改定として、2014年政府規則第77号（PP77/2014）を公表した。

PP77/2014により導入された最も顕著な変更は、鉱業会社の売却に関する条件に関する関係がある。坑内採鉱、および、国内における加工および精錬活動を育成しようとする努力の中で、政府は、坑内採鉱に従事している会社、又は、独自に加工、精錬をしている会社に対する売却条件を緩和した。

表10に、PP77/2014の下における売却義務を示す：

PP77/2014はまた、売却条項をKKおよびPKP2Bに適用する暫定条項を導入している。

2014年10月14日の時点で、KK/PKP2Bの所有者の生産活動が5年未満の場合、かかる所有者は、PP23/2010（改訂版）に述べられているIUP所有者に

適用される売却体制に従わなければならない。従って、KK/PKP2B保有者の生産が5年目である時、翌年から株式の売却手続きを開始しなければならない。

その生産活動を5年間実施してきたKK/PKP2B保有者は、1年以内（即ち、2015年10月14日まで）に20%の株式を売却する準備をしなければならず、さらにその後は、PP77/2014に定める比率で売却を継続し、2019年10月14日までに、売却義務が完了するようにしなければならない。

#### 投資の変更：

ESDM規則27/2013はまた、大臣、州知事または県長／市長、それぞれの権限における承認を取得した後、鉱産物と石炭採掘事業における投資を変更できることについて定めている。

投資の変更には以下のものが含まれる。

- ① 投資および資金調達元の変更
- ② 外国資本投資（PMA）から国内資本投資（PMDN）への投資計画の変更、あるいはその逆
- ③ 定款の変更
- ④ 取締役会、監査役員会の変更
- ⑤ 株主の変更

投資および資金調達元の変更に対する承認申請は、採鉱IUP、採鉱IUPK、生産操業IUP、生産操業IUPK、加工および精錬に対する特別生産操業IUP、あるいは、輸送・販売のための特別生産操業IUPの所有者が、大臣（総局長経由）、州知事、又は、県長・市長に対して行うことができる。

当該承認申請を行う場合、総局長によって登録され、クリーンかつクリアーであることが宣言された許可の写しを添付しなければならない。

PMAからPMDN（又はPMDNからPMA）への投資計画の変更に対する要求は総局長経由で大臣に申請する。

採鉱IUP、および、採鉱IUPKの所有者の、PMAからPMDNへの投資計画の変更は、外国人の所有比率が75%以下の場合にのみ申請することができる。一方、生産操業IUPおよび生産操業IUPKの所有者の、PMDNからPMAへの変更は、外国人の所有比率

表10 株式の売却義務

商業生産後の年数	坑内採鉱を実施している鉱山会社（すべて坑内採鉱、又は、露天掘りとの組合せ）	独自に加工、精錬をしている鉱山会社	その他の鉱山会社（前回の改定から変更なし）
6年目	20%	20%	20%
7年目	必要なし	必要なし	30%
8年目	必要なし	必要なし	37%
9年目	必要なし	必要なし	44%
10年目	25%	30%	51%
15年目	30%	40%	必要なし

が49%以下の場合にのみ要求できる。

一方、PP77/2014の下では、その会社のステータスを国内資本会社から外資会社へ変更したIUPおよびIUPK保有者について、外資による最高所有比率は以下のように定められている。

- ・75%：採鉱事業許可 (Izin Usaha Pertambangan Eksplorasi = IUP Eksplorasi)、および、特別採掘事業許可 (Izin Usaha Pertambangan Eskplorasi Khusus = IUPK Eksplorasi) の場合
- ・49%：生産操業IUP、および、生産操業IUPKであって、独自の加工、精錬を行わないものの場合
- ・60%：生産操業IUP、および、生産操業IUPKであって、独自の加工、精錬を行うものの場合
- ・70%：生産操業IUP、および、生産操業IUPKであって、坑内採鉱による採掘を実施しているものの場合

会社定款の変更には、以下のものが含まれる。

- ① 会社名、および／又は、住所
- ② 授権資本金額
- ③ 発行済み、払い込み済み資本金額
- ④ 非上場会社から上場会社への身分変更（逆も同様）

取締役会、および、監査役員会の変更申請には、以下のものを含まれていなければならない。

- ① 変更を提案する理由とその根拠
- ② 公証人により文書化される前の株主総会結果
- ③ 最新の会社定款
- ④ 採鉱IUP、採鉱IUPK、生産操業IUPおよび生産操業IUPKの保有者について、過去2年間のフィーの支払い証明
- ⑤ 生産操業IUP、および、生産操業IUPKの保有者について、過去2年間における生産フィーの支払い証明

- ⑥ 輸送・販売暫定許可を取得している、採鉱IUP、採鉱IUPKの保有者、並びに、関連した鉱産物を利用した加工・精錬に対する生産操業IUPの保有者については、生産フィーの支払い証明
- ⑦ 過去2年間の監査済み財務報告書
- ⑧ 総局長に登録されており、クリーン&クリアーであるとされた採鉱IUP、採鉱IUPK、生産操業IUPまたは生産操業IUPKの写し

採鉱IUP、採鉱IUPK、についての外国資本投資会社 (PMA) の株式所有の変更は、外資による所有率が75%以下の場合にのみ可能である。一方、生産操業IUPまたは生産操業IUPKについては、外資による所有率が49%に満たない場合にのみ可能である。

投資変更の要求に対する、フォローアップ承認、登録、文書化、その他は、投資調整庁 (BKPM)、および／又は法務・人権省においてなされる。

生産操業IUPまたは生産操業IUPKの保有者で法律および施行規則に違反した者は、以下のものを含む行政処分を受ける。

- ① 警告書
- ② 事業の一時的中断
- ③ 生産操業IUPまたは生産操業IUPKの無効化

暫定条項の下では、その会社のステータスが、本規則の公布以前に、外資所有率49%以上のPMA会社に変更された採鉱IUP、および、生産操業IUPの保有者もまた、株式売却義務の影響をうける。

資本投資実施の管理についての指針と手順に関する2012年BKPM長官規則第3号において、外資会社はBKPMの承認を受けた後に、資本投資活動報告書を6ヵ月毎にBKPMに提出する義務が課せられている。